

明治外交と朝鮮永世中立化構想の展開

——一八八二〜一八八四年——

目次

はじめに

一 朝鮮永世中立化構想

1 日本の安全保障環境

(1) ロシア脅威論

(2) 朝鮮独立と日清協調

2 朝鮮永世中立化構想

(1) 井上毅構想

(2) 朝鮮永世中立化の対米提起

3 朝鮮永世中立化条件

(1) 朝鮮内条件

(2) 対清条件

大澤博明

二 朝鮮永世中立化構想と朝鮮独立援助策

1 財政支援

(1) 一七万円融資

(2) 三〇〇万円借款問題

2 軍事支援

(1) 直接支援から間接支援へ

(2) 朝鮮軍再編支援

むすびにかえて

はじめに

一八八二年七月二三日、朝鮮漢城に於て給与の遅配・不足等に不満を抱いた朝鮮軍兵士が武力蜂起した。朝鮮では国王妃である閔妃の一族が政権を握り開国政策を進めつつあり、排外主義を唱える大院君李昰応（朝鮮国王の実父）一派と対立していた。軍の暴動を大院君は閔氏勢力打倒のために煽動し、反乱軍は反日的感情を抱く民衆とも合流して王宮へ侵入し閔氏高官を殺害し日本公使館を襲撃した。駐朝鮮公使花房義質一行は仁川に逃れイギリス測量船に救助され日本に帰国した。いわゆる壬午事変の発生である。日本政府は事変処理のため、花房公使を改めて朝鮮に派遣し朝鮮政府との交渉にあたらせた。他方、清国は数千の兵員を朝鮮に派出して暴動を鎮圧し、暴動を煽動した大院君

を捕え清国に送り軟禁した。清国のこの介入は結果として日朝間での早期事変処理に資することになった。八月三〇日に調印された済物浦条約^①は、朝鮮政府が (一)日本人陸軍教師殺害犯人を逮捕し (二)日本人死亡者を手厚く葬り (三)日本人遺族及び負傷者へ五万円を (四)日本政府に対して五〇万円の賠償金をそれぞれ支払い (五)国書を以て日本に謝罪することなどを規定し併せて (六)日本に在朝鮮公使館護衛兵駐留を認めることを内容とするものであった。

済物浦条約の規定に基づいて朝鮮国特命全權大臣兼修信使朴泳孝一行が来日した。八二年一〇月一九日、天皇に国書を捧呈した朴全権は、朝鮮国王の命として、日本政府に朝鮮独立幫助と財政援助とを要請した。^②朝鮮国が清国の羈絆を脱して独立を全うして国内弊政改革を行いたいとの希望を伝えたのであった。日本政府は朝鮮政策の基本方針を決定する必要に迫られた。幾度かの閣議を経て、政府は朝鮮に対する政策方針を天皇に上奏し、一二月二二日に裁可をうけることになる。同日、天皇は太政大臣三条実美に以下のような詔勅を発した。

東洋全局ノ太平ヲ保全スルハ朕カ切望スル所ナリ。然ルニ今度朝鮮ノ依頼アルニ由リ隣交ノ好誼ヲ以テ其ノ自守ノ実力ヲ幫助シ各国ヲシテ其ノ独立国タルヲ認定セシムルノ政略ニ涉リ而シテ直接ニ我カ国益ヲ将来ニ保護セント欲スルノ閣議ハ其ノ当ヲ得タルモノ、如シ。然シテ隣国ノ感触ヨリ或ハ不虞ノ変アルニ備ユル為メ武備ヲ充実スルノ議ハ尤國ヲ護スルノ要点タリ。但シ海軍拡張ノ如キハ其ノ理論ヲ定ムル易クシテ其ノ実効ヲ収ムルヲ難シトス……其ノ拡張ノ順序着手ノ方法更ニ閣議ヲ尽シ似テ朕カ意ヲ安ンセヨ

詔勅は三つの要素から成っていた。第一は、東洋全局の平和と日本の利益確保のために朝鮮＝独立国の国際的認定を取り付けようとするもの。第二は、この朝鮮に対する政略の下位の政策として朝鮮への援助を行なうということ。

説
第三は、以上の政策遂行が清国の反動を招く慮れがあることから軍備拡張を行なつてそれに備えるというものである。日本政府のこの朝鮮政策を如何なるものとして理解するかは、朝鮮「独立」を主張する日本政府が朝鮮属国を主張する清国と協調関係を取り結ぼうとしたこと及び同時に展開してゆく軍備拡張政策を如何に評価するかという問題をめぐつて大きく二つの見解に分かれてゐる。

近代朝鮮をめぐる東アジア国際政治史研究の中で卓越した地位を占める田保橋潔氏の名著『近代日鮮関係史の研究(上)』⁽¹⁾は、朝鮮独立と対清協調という矛盾した実践困難で破綻し易い政策を井上馨外務卿が追求したものと捉える。そして、田保橋氏は、清仏戦争の展開に伴つて日本政府が朝鮮政策の軌道修正を行ない清国との衝突は回避しつつもその枠内で朝鮮「独立」⁽²⁾支援を図る政策意図の比重が高まりその結果甲申事変(一八八四年)を惹起するに至つたものとする。⁽³⁾ 甲申事変発生の説明に関する田保橋説に対しては、井上外交が対清協調を朝鮮独立よりも優先させたものであり清仏戦争を契機に朝鮮独立政策の積極化という様な日本政府の政策変更は行なわれてはおらず、駐朝鮮公使竹添進一郎の甲申事変のクーデター関与を直接的に日本政府の政策方針として重ね合わせるべきではないとする修正説を生み出した。⁽⁴⁾ そして、田保橋氏が規定する「矛盾した日本政府の朝鮮政策」⁽⁵⁾を生み出す日本政府内の権力的要因に着目したのが高橋秀直氏の研究である。⁽⁶⁾ 氏は、井上外務卿の清朝宗属関係承認・朝鮮不干渉論と陸軍の有力者山県有朋が示したような積極的朝鮮独立援助論が競合関係に立ち、政府内権力関係が両論を折衷させ矛盾した政府の政策として帰着したものと理解を示す。同氏はこの視点を更に壬午事変以降の軍備拡張政策分析にも適用し、軍拡計画のレベルでは対清協調路線を志向する勢力の軍拡計画案は貫徹せず対清対決を志向する軍部の軍拡計画案が政府計画の基本となつたものとする。つまり、外交政策の主導権を握る対清協調を重視する勢力と軍部を中心とした対清対決を志向する勢力が形成され、以降の日本の東アジア政策の展開は両勢力間の権力状況の反映として理解されるのである。

これらの諸説は細かなところではそれぞれ見解が別れるのであるが、壬午事変或は甲申事変を契機とした日本政府の対清戦争既定化理解には批判的であるという点では共通するものであると言える。⁶⁾

他方、今日の多数説的理解は、朝鮮独立と日清協調という日本政府の政策の「矛盾」を朝鮮「独立」に比重をかけた、日清協調それ自体は積極的に追求された政策などではなくむしろ「強い」清国との軍事的衝突を回避するために採られた一時的措置でしかなく、協調策は時とともに衰退してゆくものと捉える。つまり、伝統的清朝宗属関係を切斷し近代国際法上朝鮮を清国より「独立」させようとする日本の政策の内実は、政治的・軍事的・経済的な朝鮮侵略策であり、朝鮮を排他的勢力圏下に収めることそしてその領有化こそが日本の朝鮮政策であったとする立場である。⁷⁾このような立場からは、日本政府が朝鮮をめぐる日清戦争の意図をいつ既定化させたのかということが一つの焦点となる。明治国家形成期に⁸⁾、或は壬午事変を契機に⁹⁾、遅くとも甲申事変を画期に日本政府が対清戦争意図を確立したとの理解が大筋での共通点となっている。そこでは、壬午事変以降の軍拡は朝鮮の排他的勢力圏化或は領有化を目指す日本政府にその意図を実現するための軍事的能力を付与するものであると位置づけられるのである。この点に関する一つの公約数的見解が、ひろたまさき氏の論であろう。氏は、欧米文明国への追いつきと欧米列国とともにアジア侵略を行なおうとする明治期の「脱亜意識」の形成という観点から論を展開する。そして、壬午事変・清仏戦争・甲申事変といった一八八〇年代前半期に於て脱亜意識が政府及び自由民権派に浸透しそれが日本社会に定着して日清戦争が既定路線化するという見取図を描く。¹⁰⁾

以上のような先行研究の動向について、壬午事変以降の期間に於て激化する清仏紛争を通じて日本政府の東アジア政策像に光を当てれば、清仏戦争は日本の朝鮮侵略策の積極化（甲申クーデター）に向けた触媒機能を果たした一方で朝鮮属国論を主張する清国に対する協調政策を展開させる契機でもあったということになる。当該期に於ける日本

政府の対東アジア政策像は、分裂矛盾した像のみが残り統一的な政策像を結ぶことは困難である。このような分裂矛盾した日本外交像が生み出される理由は、日本政府の朝鮮独立支援策と対清協調政策とを単に矛盾するものとして対立的に捉えて両者間に於ける政策論上の内在的関連性を見落し、朝鮮をめぐる東アジア国際協調枠組形成に向けた日本政府の構想そのものの不在を自明の前提としていることに由来するものであるといつてよい。⁽¹¹⁾ 本稿はこれに対して日本政府の朝鮮独立支援策と対清協調政策とを単に矛盾するだけのものとは捉えず、両者の政策論上の内在的関連性を日本政府の朝鮮永世中立化構想の中に見い出そうとするものである。日本政府が一八八二年末に朝鮮永世中立化構想を提起したことそれ自体は今より六〇年以上も前から知られている。だが、前述のような先行研究上の視角ではこの朝鮮永世中立化構想に関する諸史料を取り込んで日本政府の東アジア政策像を構成することは無理がある。その結果P・J・トリートによって貴重な指摘がなされた⁽¹²⁾にも拘わらず、それは今日でも一片のエピソード的位置づけを与えられているにしか過ぎない。日本政府の朝鮮永世中立化構想をその東アジア政策史の下に正当に位置づける必要があるのである。

永世中立の機能の一つは中立化対象国をめぐる相対的に安定した勢力均衡を制度化することにある。⁽¹³⁾ 朝鮮の第二次開国期とも言うべき一八八〇年代から日清戦争（一八九四―九五年）に至るまでの時期は、朝鮮をめぐる日本・清・ロシア・イギリス等の諸国が多極的権力ゲームを展開していた時期であった。日本はロシアの朝鮮侵略を怖れ、ロシアは清国のそれを、そして清国は日本のそれを警戒し、同時にこの関係が世界的な英露対立の一環に位置するといふ日清戦争前までの東アジア国際政治構図⁽¹⁴⁾こそが朝鮮永世中立化に向けたさまざまな構想を生み出す土壌であった。⁽¹⁵⁾ 当該期の日本政府の朝鮮政策論に於て朝鮮永世中立化構想が占めた位置は極めて高いものであったと言わねばならぬ。前に引用した八二年二月二日詔勅に於ける東洋全局保全論と朝鮮独立の国際的承認の具体的内容は他ならぬ

朝鮮永世中立化構想を意味するものであった。

そのような朝鮮永世中立化構想を軸に日本政府の東アジア政策を分析する本稿の課題は、まず日本政府の朝鮮永世中立化構想という政策意図が何に由来し何を利益としていたのかを明らかにすることにある。次に、この朝鮮永世中立化構想の実現条件が如何なるものとして捉えられていたのかを明らかにすることである。このことは、朝鮮永世中立保障の中核国の一員として想定されていた清国から如何にしてその同意を調達するかという問題を日本側がどう考えていたのかを検討することであり、併せて永世中立の単なる客体としてではなく主体としての朝鮮がそれを維持してゆく条件を日本側がどう捉えていたかを検討することもである。この朝鮮永世中立化構想実現に向けた朝鮮内条件の整備という側面を有するものが日本政府の朝鮮独立支援策であった。そこで、朝鮮永世中立化構想という目標設定に対して朝鮮開化派を通じた朝鮮独立支援策の具体的内容が目的—手段関係に照らして妥当なものであったかどうかについて検討を行なつてゆく。

以上の検討を通じて壬午事変後の日本政府の朝鮮政策がその永世中立化構想の実現に向けられたものであり、対清協調策と朝鮮独立支援策は朝鮮をめぐる東アジア国際協調枠組構想に基づいて展開されていたことを明らかにしたい。

凡例

『外文』＝『日本外交文書』、『伊藤文書』＝『伊藤博文関係文書』(同文書研究会編 塙書房 一九七二—八一年)、『KAR=George M. McCune and John A. Harrison, eds, Korean-American Relations : Documents Pertaining to the Far Eastern Diplomacy of the United States, vol. 1, The Initial Period, 1883—1886, Kraus Reprint, New York, 1971. M.T.＝『外務省記録』外務省外交史料館蔵 簿冊分類番号を示す。D.S.＝防衛庁防衛研究所図書館蔵文書。国立国会図書館憲政資料室蔵文書「三

条文書』Ⅱ「三条家文書」、「井上文書」Ⅱ「井上馨関係文書」。国立公文書館蔵文書「公文録」「公文別録」。引用文中一部か
 づかい字体を改めたところがある。尚引用文中の(一)は引用者によるものであり原文のそれは「」で示す。

注

- (1) 『外文』一五二〇〇頁。
- (2) 以下の記述は、『明治天皇紀』(宮内省編 全二巻 吉川弘文館 一九六六—七五年) 五 八四〇—二頁に拠る。
- (3) 田保橋『近代日鮮関係の研究』上 文化資料調査会 一九六三年 九〇六—七頁、九三—一五頁。
- (4) 野瀬和紀「甲申政変の研究」(一)『朝鮮学報』八二 一九七七年。安岡昭男「井上馨論」『国際政治』三三 一九六六年
 同「明治前半期における井上馨の東亜外交政策」『法政史学』一七 一九六五年。また、大山梓「朝鮮事変と井上外交」
 『政治経済史学』二七七 一九八九年。
- (5) 高橋「壬午事変後の朝鮮問題」『史林』七二 一九八九年、同「形成期明治国家と朝鮮問題」『史学雑誌』九八—三
 一九八九年。同「形成期明治国家の軍備拡張政策」『史学雑誌』九九—八 一九九〇年。
- (6) たとえば、田保橋氏は一八九四年の金玉均暗殺を以て日本の対清戦争の誘因とする(『日清戦役外交史の研究』) 刀江書
 院 一九五一年 一頁)。また、高橋氏は前述の観点を一八九四年の朝鮮出兵決定段階以降にも適用し、特に対清協調政
 策を主導してきた勢力内部での権力状況を重視する。そして、参謀本部などの対清強硬論を背景とした陸奥宗光外相が謀
 略的手段を用いて政府内部から日清協調論者たる伊藤博文首相の政策方針を破綻させていったとの理解を示す(『日清戦
 争開戦過程の研究』 神戸商科大学経済研究所 一九九二年)。
- (7) 壬午事変以降に於て朝鮮に対する政治的・軍事的・経済的アプローチが出揃ったとするものに森山茂徳「明治政治史に
 おける朝鮮問題」坂野潤治他編『日本近代史における転換期の研究』山川出版 一九八五年 一九〇頁。また、森山
 『日韓併合』(吉川弘文館 一九九二年) 一七頁以下。
- (8) たとえば、中塚明「日清戦争の研究」青木書店 一九六八年。

- (9) たとえば、藤村道生『日清戦争』 岩波新書 一九七三年。芝原拓自『日本近代化の世界史的位置』 岩波書店 一九八一年 二八六頁以下。
- (10) ひろたまさき『対外政策と脱亜意識』 歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史』 七 近代一 東京大学出版会 一九八五年 三〇一頁以下。
- (11) こうした観点から日本政府の対清協調策の存在を重視する論に対してそもそもその協調策の理由は何であったのかとの疑問が提示されることになる(たとえば、崔愼莞『日本政府の対朝鮮政策と甲申事変』 伊藤隆編『日本近代史の再構築』 山川出版 一九九三年 一九二頁)。このような疑問に対して対清協調策重視論の側からは明確な説明を示さないままに今日に至っている。ここでは、日本政府が対清協調策を展開したという諸事例は示されてもそれが日本政府の朝鮮政策と如何なる関係にあったのかという点が明らかではないのである。このことが逆に、日本政府の対清協調策を軽視する諸論を再生産する手助けとなつてゐると言つても過言ではなからう。
- (12) Treat, Payson J., *Diplomatic Relations between the United States and Japan*, Stanford University Press, 1932, vol. II pp. 164-5.
- (13) See Cyril E. Black, Richard A. Falk, Klaus Knorr, Oran R. Young, *Neutralization and World Politics*, Princeton University Press, 1968. (*hereafter, Neutralization*). In K. Hwang, *The Neutralized Unification of Korea in Perspective*, Schenkman, Massachusetts, 1980, pp. 105-6.
- (14) 佐々木揚『日清戦争前の朝鮮をめぐる露清関係』『研究論文集』(佐賀大教育学部) 二八一-1(1) 一九八〇年。
- (15) 日清戦争後に於ける構想は梶村秀樹『朝鮮からみた日露戦争』(一)『史潮』新七 一九八〇年。森山茂徳『近代日韓関係史研究』 東京大学出版会 一九八七年 一七頁以下。
- (16) 永世中立の個別的諸条件及びその一般的条件を検討したものに、田岡良一『永世中立と日本の安全保障』 有斐閣 一九五〇年。『中立主義の研究』上・下 日本国際問題研究所 一九六一年。高山岩男『国際的中立の研究』 一九六八年

論 一 朝鮮永世中立化構想

1 日本の安全保障環境

(1) ロシア脅威論

前述のように、日本政府が朝鮮「独立」を以て日本の国益と規定していた理由は、それが日本の安全保障にかかわる問題として捉えていたからであつた。

朝鮮が清国の主張する宗属関係・華夷秩序体制の下に位置づけられ続けることは朝鮮に対する外国の侵略をより容易ならしめるものである、とする捉え方は当時に於て一般的な見解であつた。従つて、朝鮮が西欧列国と条約を締結して国際法上清国より独立した位置を有することが、朝鮮の安全保障の為にはより良い選択であると思はれて来た。⁽¹⁾ 日本に於ても、井上外務卿は就任(七九年九月一〇日任命) 早々同様の見解を示した。井上は駐日イギリス公使パークス(Parkes, Harry S.) に対し、ロシアが機会あることに朝鮮元山港獲得の意を新たにするとあらうとロシアの脅威を強調した上で、日本政府としては朝鮮が国際条約を締結して国際法上の地位を強化することを望むものであると述べていた。⁽²⁾

八〇年九月、この様な観点を井上外務卿は朝鮮国修信使として来日した金宏集に対しても述べる。井上は「朝鮮ハ万国ト交ヲ通セス万国公法ヲ奉セヌ国ナリ。強奪占拠スルモ他国強テ支ルヲ得サルヘシ。且露ノ水軍清国ノ地ヲ襲

ハ、…朝鮮ノ海灣ニ拠ルノ至便タル八十日ノ視ル所ナリ貴國何ノ計カ之ヲ拒ム得ルヤ」と迫り、朝鮮が欧米列国と修好条約を締結して「所要強國ノ壇姿ヲ製スル」ことの重要性を強調した。⁽⁴⁾そして、同年一〇月の花房朝鮮公使宛訓令案⁽⁵⁾に於て、井上は「欧米各国中使節ヲ朝鮮國ニ派シ（条約）締結ヲ企ツル者アルニ遇ハ、接遇礼ヲ失スル事ナキ様且有害ノ条ヲ避ケテ無害ノ約ヲ締ムル様朝鮮政府ヘ忠告與議スルノ注意アルヘシ」と命じた。

日本政府に於て強調されていたロシアの朝鮮侵略説は、「若シ魯國ニシテ一タヒ朝鮮ヲ略取スルニ至ラハ必ラス日本ヲ斥シ其意ノ欲スル所ヲ壇マ、ニスルヲ得ヘシ。露國カ隣近ノ國民ヲ統御スルハ天命ニ由ルモノナリト自称スルハ衆ノ能ク知ル所ナレハ益々征服主義ニ由リテ侵略ノ欲ヲ逞フシ遂ニ日本帝國ノ独立ヲ傷ツクルニ至ル」⁽⁶⁾べきものと警告されていた。ロシアへの警戒心は、清國の朝鮮屬邦論によつて一層強められる。つまり「此國（朝鮮）ヲ清國ノ屬邦トシテ置カバ、仮リニ中央亞細亞ニ於テ清人が一頭ノ露馬ヲ殺害スルモ、ソノ償ハ朝鮮ノ土地ヨリ賠ハシムルニ足レリトノ如ク、至極陰險ノ政略」⁽⁷⁾をロシアが採つているものと思われたからである。駐日ロシア公使館筋が米朝条約締結への日本の支援に対し井上外務卿に警告したことは、そのようなロシアの意図の表れであるとする日本側の疑念を強めたるう。

この故に、壬午事変時にあつて井上外務卿はロシアの動向に警戒を強め「魯國之動靜に注意」⁽⁸⁾すべき旨を在欧日本公使館へ訓令したのであつた。事変の展開如何によつては清國への對抗手段としてロシアとの接近を考えていた駐下イツ公使青木周蔵⁽¹⁰⁾にとつて井上の訓令は「余り騒然たる訓令」⁽¹¹⁾と思われたが、折しも訪欧中の有栖川宮熾仁親王隨員西徳二郎が急遽「露國政府之動靜探偵」⁽¹²⁾に派遣されたのもこの為であつた。

此様な安全保障上の観点から朝鮮を促えていた日本政府に、壬午事変への清國の軍事介入は「此際ニ乘シ保韓ノ名ヲ藉リ我ニ向ツテ開戦ヲ挑ミ一ハ以テ屬邦ヲ保護スルノ実ヲ拳ケ一ハ以テ積憤ヲ霽サントスル」⁽¹³⁾ものではないかとの

説 強い警戒を与えた。これ以降、ロシアに対してのみならず清国への具体的警戒を加えてゆかねばならなくなる。事変を契機とする清国の朝鮮への干渉が「朝鮮ヲシテ、公然清ノ藩属ニ帰セシメ、清ヨリ砲台ヲ築キ、兵艦ヲ繋キ、我レニ迫ルノ勢有ラシメハ、我ニ在テ其ノ害最大」¹⁴となるからであった。いずれにせよ、第三国が朝鮮を対日攻撃の拠点とすることを阻止することが日本の死活利益であると明治政府当局者は意識していた。朝鮮が独立国として存在することが日本の利益を保護する所以であった。

注

- (1) これについては、例えば、佐々木揚「清代の朝貢システムと近代中国の世界観」(1) 『研究論文集』(佐賀大学教育学部)三四—二(1)一九八七年、浜下武志「東アジア国際体系」山本吉宜他編『講座国際政治』一 東京大学出版会 一九八九年。
- (2) Kiernan, E. V. G., *British Diplomacy in China*, Cambridge University Press, 1939, p. 76, p. 102.
- (3) *Ibid.*, p. 75.
- (4) 金正明編『日韓外交資料集』二 嚴南堂 一九六六年(以下『日韓』)四二九頁。
- (5) 『外文』一三 四二七頁。
- (6) 八二年八月二四日付ボアソナード答議『秘書類纂 朝鮮交渉資料』中 一九三六年 二三四頁。
- (7) 『清韓ノ関係』『秘書類纂 外交篇』中 一九三四年 六三頁。
- (8) Lensen, G. A., *Balance of Intrigue: International Rivalry in Korea & Manchuria, 1884—1899*, University Presses of Florida, Tallahassee, 1982, p. 17.
- (9) (11) 八二年八月二日付伊藤宛青木『伊藤文書』一 五五頁。

(10) 八二年八月二日付、同年八月二四日付伊藤宛青木「伊藤文書」一五四―五頁。

(12) 八二年八月二〇日付伊藤宛有栖川宮「伊藤文書」一一〇九頁。『日韓』七（一九六三年）八八頁。

(13) 八二年八月二〇日付花房宛井上「外文」一五二―三五頁。

(14) 「三条文書」（書類）五一―三三 また、『明治天皇紀』五 八四〇―一頁。

(2) 朝鮮独立と日清協約

ところが、この日本の利益の確保は一つの矛盾に行きついた。壬午事変後の朝鮮政策のあり方を検討する閣議で井上外務卿は、「我国ノ利益ヲ保護」し同時に「亜細亞ノ大局ヲ全」うすることが両立不能なのではないかという疑問を提示した¹⁾。日本の利益の保護⇨朝鮮が近代国際法体系の下に独立国であることが認められるか否かは、それへの国際の承認にかかっていた。この承認のポイントは、朝鮮政府が「内乱を鎮圧するの實力」、「内治ヲ自主スルノ實権」を備えているかどうかにかかっているものと思われた。壬午事変はこの点への疑問を投げかけたものであった。従って、朝鮮「独立」の基盤整理の為には、軍事及び国土開発支援（⇨「干渉」）を行う必要があった。だが、こうした「一步一步我レノ干渉を進」めてゆけば、清国を刺激してその対日猜疑心をつのらせ「早晚戦端をヲ開」くに至るかもしれない、その結果日清関係は長期に亘る敵対関係に陥る恐れが存在した。以上の意味で、朝鮮をめぐる日本の安全保障と日清友好とを如何にして両立させるかとの難題に日本政府は直面していたのであった。

対清衝突を回避しつつ日本の安全保障の途を図る一つの試みは、軍事・内政支援など「朝鮮ヨリ我レニ倚頼スル件々ハ、総テ朝鮮ヨリ先ツ清国ニ通報シ、其ノ異議ナキヲ得テ、我レヨリ之ニ応シ、清国ヲシテ、我カ朝鮮ヲ待ツハ、一ニ善隣ノ好意ニ出ルヲ知ラシムベシ」という限定的朝鮮援助方法論であった。

しかし、清国の対日感情は、台湾出兵（七四年）・琉球処分（七九年沖繩県設置）等の経緯もあって、既に「容易ニ解

ク可カラザルノ場合ニ立至⁽¹⁾」つたものと捉えることへも根拠を与える⁽²⁾。陸軍の實力者であり参議兼参事院長山県有朋はこの立場にあつた。山県の観点に立てば、日本の朝鮮「干渉」ニ支援に清国が同意するとも思えない。とすれば、朝鮮独立の国際的認定は進まず日本の安全保障環境は不安定なままとなる。むしろ、朝鮮の依頼に応じた日本の朝鮮援助そのものが清国に直接的な対日開戦口実を与えるものではないと判断することも可能であり、朝鮮への「帮助ヲ隠々中ニ施⁽³⁾」すべきとの主張が一定の合理性を帯びてくる。

清国の感情を刺激せずに日本が朝鮮独立援助を如何なる方法でどの程度まで行つてゆくかとの問題は、山県が言うように「議論ヲ以テ之ヲ判決シ難キモノ」⁽⁴⁾であつた。要するに、朝鮮援助政策の対象範囲その実施方法のレベルをめぐる観点からは、日本の利益とアジアの大局ニ日清間の平和の両立に向けた具体的構想は生み出せないのである。求めらるべきは、日本の国益確保と日清間の平和を両立させる対外政策枠組そのものであつた。

以上の様な政府内議論の帰結について山県は、「朝鮮ノ事変終了後ノ政略ノ要点ハ独立ヲ帮助スルニアリ。独立ヲ帮助スルハ仮リ条約ヲ締結シタル各国ヲシテ独立国ト認定セシムルヲ以テ第一策トナスノ一点ハ既ニ閣議決定シテ其緒ヲ開キ日今計画スル所ナリ」⁽⁵⁾と認めた。しかし、朝鮮独立の国際的承認の方法として列国の個別的承認の積み上げを重視して日本政府が列国に朝鮮との条約締結を働きかけるにしても、その方策の基礎は八二年一月頃には動揺し始めていた。

朝鮮との条約調印国中、イギリス・ドイツ・アメリカの三国にあつてドイツが既に朝鮮「独立」論から離脱し始める様子を呈していた。「近時清国ノ挙動ヲ窺フニ、従前ニ比スレバ一層朝鮮国ニ向テハ干渉ヲ為スノ勢ニ相見ヘ、独公使フオンブランツト氏ノ如キハ……従前清政府ニ対シ抵抗ノ政略ヲ一変シ、内密ハ之ヲ補助スル等ノ密報モ有⁽⁶⁾」る程であつた。清に対して宗属論を支持し他方で日本に向いては「種々の方便を以て我政府を煽動せんとする」即ち、宗

属否定論を以て働きかけて、「終に両国間之干戈に訴ふるに至らしめんと欲する之策」⁽⁷⁾が見え隠れしていたのであった。欧米列国に対して「我公使ヲシテ間接直接ニ任国政府ニ説カシメ朝鮮国ヲ待ツニ独立国ヲ以テシ之ト条約ヲ締結セシムルコトヲ勉メシメ」んと働きかけようとも、元来、「朝鮮属不属ノ問題ニ関シ西洋諸国ト我東洋殊ニ朝鮮ニ隣接スル我邦ト利害ヲ相共ニセザルハ自然ノ情勢」⁽⁸⁾であり、その様な欧州列国に対し清朝宗属關係否定を求める交渉材料を日本が有していたわけではなかった。

此様な情勢にも拘らず、仮りに独立国朝鮮の国際的承認を取り付けることができたとしてもそれが自動的に日本の安全保障に大きく資するものになるとは限らなかつた。国際権力政治の荒波の前には国際法上の「独立」はあまりに非力であつた。西欧国家体系としての条約システムに強制的に包摂された日本人の眼からすれば、現実政治の下での国際法は「強者ハ名儀ヲ仮リテ私利ヲ營シ弱者ハ口実トナシテ哀情ヲ訴フルノ具」⁽⁹⁾に過ぎなかつたからである。国境を接するロシアと清国とを前にして朝鮮が独立を維持することは国力の比からしても多くの困難を克服することを必要とすることは明白であつた。⁽¹⁰⁾列国の朝鮮独立の個別的承認を積み上げても、日・清・ロシア三国間に於て朝鮮が緩衝国家として存続し得る何らの保障もない。つまり、国際法上の朝鮮「独立」の個別的認定からは即座に日本の安全保障と朝鮮をめぐる東アジア国際政治の安定化を導き出せるわけではなかつた。従つて、「条約各国政府ト協議シテ朝鮮ノ独立ヲ認定」⁽¹¹⁾するという方針は、集団的な朝鮮独立の認定とそれを保障するという方式によつて始めて日本の国益と日清間の平和を両立させるだけの十分な枠組たり得るものとなる。この為のより有効な政策枠組の構想の案出が必然化してくるのである。

これを朝鮮永世中立化という形で構想し政府にその採用を働きかけていたのが参事院議官井上毅であつた。

- (1) 以下は、「三条文書」(書類) 五一―一三 に拠る。
 - (2) (3) (4) 「三条文書」(書類) 五一―一四。
 - (5) 同右。朝鮮独立の列国認定に向けた井上外務卿のアメリカ・イギリスへの働きかけについては、広瀬靖子「日清戦争前のイギリス極東政策の一考察」『国際政治』五一 一九七四年 一四三―一六頁。また、八三年一月二日付吉田宛寺島『寺島宗則関係資料集』下 (同研究会編 示人社 一九八七年) 三二―一頁。
 - (6) 八二年一月一七日付伊藤宛井上『秘書類纂 朝鮮交渉資料』上 一九三六年 二五三頁。
 - (7) 八二年一月伊藤宛井上『伊藤文書』一 一八一頁。
 - (8) 八五年一月三日付近藤真鋤駐朝鮮臨時代理公使宛井上『日韓』七 三三〇頁。八三年一月一九日付井上宛青木『条約改正関係 日本外交文書』二・下 一一―一八頁。
 - (9) 八〇年一月三〇日付山県『進隣邦兵備略表』大山梓編『山県有朋意見書』原書房 一九六六年 (以下『山県意見書』) 九二頁。
 - (10) 八二年一月伊藤宛井上『伊藤文書』一 一七九頁。
 - (11) 多田好問編『岩倉公実記』下 原書房復刻 一九六八年 九〇六頁。
- 2 朝鮮永世中立化構想

(1) 井上毅構想

齊物浦条約調印(八月三〇日)から程ない九月一七日井上毅は「朝鮮政略意見案」⁽¹⁾を政府に提出した。毅は、短期間で朝鮮が独立国としての名実を備えることは困難であり、朝鮮の排外運動が第三国による朝鮮領土占領や内政干渉

を引き起すものと予想した。その際に、清国が宗主権主張を以て「属国」朝鮮をめぐる国際紛争を収終し得てもし得なくても日本の安全保障にとつては不利であると論じた。日本にとつて朝鮮の位置は、「若し欧州の国朝鮮に占拠して安南又は印度の例に倣はんには我国は頭上に刀を懸けたる如し。若し又不幸にして露国の為めに朝鮮を奪はれんには東洋の大勢は全く為すべからざるに至らん」ものであった。西勢東漸の趨勢にあつて「支那と我国とは力を極めて朝鮮の独立を保護し露国の南侵を禦」ぐという日・朝・清三国同盟論を日本の安全保障上合理的政策とする論拠はそこにあつた。この考えは「東洋の為に数年の後を顧る者は必ず此意を抱かざるものなかるべし」という程に強い魅力をも有していた。だが、現実には、朝鮮の実力は同盟相手国として恃むには足らず清国とは協力し得ると思えなかつた。日・朝・清三国同盟は「夢想」であつた。

しかし、朝鮮をめぐる国際政治の安定化を図ることが日本の安全保障上の死活利益であると認定する以上、何らかの構想を案出する必要性があつた。井上毅はそれを朝鮮永世中立の列国共同保障に求めた。即ち「日清米英独之五国互ニ相会同して朝鮮の事を議し朝鮮を以て一の中立国となし即ち白耳義瑞西の例に依り他を侵さず又他より侵されざるの国となし五国共に之を保護」することであつた。華夷秩序体制下の清と朝鮮との関係は、西洋国際法に照らせば「朝鮮は清に対し貢国（トリビュートル）たりと雖ども属国（デペンデシー）の関係あることな」く、朝鮮は「独立国」であり国際法上の永世中立国たり得る資格を具有するものであつた。

この構想は、日本・朝鮮・清三国それぞれの利益を保障し合うものであつた。何故ならば、日本にとつては第三国が朝鮮を占領して日本攻撃の足掛りとするのを防げるからであつた。朝鮮にとつては清国からの羈軛を脱しつつ自国の存続可能性を大幅に高めることができる。朝鮮をめぐる国際的権力闘争を緩和させて相対的に安定化した環境の下で、朝鮮民族の将来を主体的に決定してゆく余裕を提供するものであつたらう。そして清国にとつては、朝鮮独立

説
保障に参加する共同保護国の一員として自らを位置づけることで自尊心を満足させることができるものと思われた。何よりも清国の安全保障上、朝鮮の位置が「清国北部咽喉ノ要地」⁽³⁾であり朝鮮半島の安定化に永世中立化は清国の利益に適うものであるとの認識を日本側は有していたものと思われる。

井上毅にとって朝鮮永世中立化構想は八二年九月中旬の段階では、「席上の空談」に等しいものと思われた。だが、毅は朝鮮永世中立化構想にかかる国際法上の論点を政府法律顧問のボワソナード (Boissonade, Gustave Emile) に質しながら整理してゆくと同時に政府有力者に本構想採用に向けて働きかけを行ってゆく。九月三日、毅は、陸軍の実力者であり参議兼参事院議長山県有朋に対し「何れ将来、我国は更に清国之意表に出候之遠大之長策に出候不申而は、目前之やきもち喧嘩を到し、徒に多事を為し候は無益之事歟に存候。先度差出し、永久中立国たる白耳義・瑞西之先例に倣ひ、共同保護するは遂に不易之上策歟に奉存候」⁽⁴⁾と書き送り自説の採用を求めた。毅が朝鮮永世中立化の一つのモデルに指定したベルギーの永世中立化は、ヨーロッパの国際秩序の再編期の下での「ヨーロッパの協調」という思想の産物でもあった。そして、永世中立保障の背景には中立保障国間の勢力均衡策が存在し、それが中立国への侵略コストを上昇させて一定の侵略抑止機能を生み出していた⁽⁵⁾。

これと同様の意味で朝鮮永世中立化構想は、朝鮮・琉球・ベトナム等を含む華夷秩序体制再編期にあつて西欧のアジア侵略に対抗するというアジア連帯思想の産物であったと言える。日本の眼からみたこのアジア連帯の対象国は、日本よりも強大過ぎて或は弱過ぎて不都合であった。日本の国家的民族的独立維持という一大目的の下に、アジアを侵略しつつある西欧に対抗する手段としてのアジア連帯論であつたからである。このためアジア連帯による西欧への対抗という大枠は、連帯すべきアジア内での勢力均衡というもう一つの枠組と同時に並立させる必要があつた。山県有朋はそれを「隣邦(清)兵備ノ強キ一ハ以テ喜フ可ク一ハ以テ懼ル可シ」と指摘した。相対的に強い清国は

ヨーロッパのアジア侵略に対抗する上では、「亜細亞東方ノ強援」とすることが出来る。逆にその様に強い清国と日本が衝突することは大きな不利となる。弱過ぎる清国は欧州列国の侵略の標的と化し、それが日本の独立への圧迫を強めるという可能性をもたらす。従って必要なことは、日清両国が「東方ニ対峙シ永ク和好ヲ保」ちつつ西欧の侵略に抗して各々の独立を維持してゆくことであつた。

兵制改革という形で着実に洋務運動の成果を示しつつあつた清国と東アジアに於て勢力均衡を維持し対清協調関係を取り結び日本の独立確保を図つてゆく道筋を切り拓いてゆくことこそが山県にとつての外交課題であつたはずである。この意味で、壬午事変時に朝鮮へ素速く軍事介入を行なつた清国は山県にとつては単なる「敵」ではあり得なかつた。「敵」たり得べき存在として認知していたからこそ、「味方」たらしむる必要性も存在していた。東アジアに於ける勢力均衡形成とそれを踏まえた日清協調による西欧のアジア侵略への対抗という山県の対外政策上の課題は、井上毅の朝鮮永世中立化構想という形で具体化されるものであつたのである。井上毅がその構想実現化に向けて山県に働きかけたのは、参事院議長と議官という両者の職務上の関連性のみによ來するものではなかつたろう。

各国政府と協議して朝鮮の独立を認定するという政府方針が具体的に意味したものは井上毅構想であつた。この政策の現実化に向けた第一歩が、アメリカに向けて打診された朝鮮永世中立化国際会議開催論であつた。

注

(1) 以下は特に註記しない限り、『井上毅伝記史料』(同伝記編纂委員会編 史料篇一—六 国学院大学 一九六六—七七 年) 一三二—一三三頁に拠る。

(2) 七六年、駐清公使森有礼と清国総理衙門王大臣との会談で、清国側は朝鮮の「政教禁令ノ如キ総テ彼レノ自カラ為スニ

任カス、「外国ト交ル如キモ彼ノ自由ニ任セテ中國之ニ関セザルナリ」。朝鮮は清国に対し「進貢シ我冊封頒曆ヲ奉スル」ものであり清国の「所有ノ地ニアラス」との発言を行なっていた（七十六年一月三日付寺島外務卿宛森「外文」九一四六頁）。朝鮮が清国に対して進貢し冊封頒曆を奉ずる「貢国」ではあつても政教・外交の自主自由を有することは、国際法上の観点からは「其政体勢力等ノ如何ニ拘ワラス之ヲ独立自在ノ国」であるとするのが日本政府の見解であつた（七十六年一月二〇日付寺島宛森「外文」九一六三頁）。七十六年二月二七日に調印された日朝修好条規は清国の関与なしに交渉調印された。その第一款は「朝鮮国ハ自主ノ邦ニシテ日本國ト平等ノ權ヲ保有セリ」と規定していた。このことは、「一般ニ（国際法上の）半属国ハ政事上ノ性質ヲ有スル和親条約ヲ締フノ權ヲ有セサルモノ」との理解から朝鮮「独立」国の推定を強めていた（八二年八月一日付ボアソナード答議『秘書類纂 朝鮮交渉資料』中 二二三頁）。

(3) 『岩倉公実記』下 八九八頁。

(4) 徳富猪一郎編述『公爵山県有朋伝』中 原書房復刻 一九六九年 九〇七頁。

(5) Black et al., *Neutralization*, pp. 36-7, p. 44. Graham, Jr., *Malbone W., Neutralization as a Movement in International Law, The American Journal of International Law*, XXI, 1927, P. 82. 高坂正堯『古典外交の成熟と崩壊』中央公論社 一九七八年 二二八—二二頁。また、八二年一〇月二九日付ボアソナード答議『秘書類纂 外交篇』上 六一—二頁。以下は、『山県意見書』九七頁に拠る。

(2) 朝鮮永世中立化の対米提起

駐清アメリカ公使ヤング (Young, John Russell) は壬午事変発生時から日本へ好意的対応を示していた。そして清国の朝鮮に対する宗主権主張を批判し、李鴻章に対して「日本・清国ノ如キ唇齒ノ国ニ於テ不和ヲ生ズルハ不幸ナリ、且ツ、東洋開進ノ望ハ両国ノ同盟如何ニ属スル⁽¹⁾」ものと説き両国の和解を働きかけていた。日本政府は朝鮮問題に関し、この様なアメリカ国務省の出先機関を通じてアメリカ本国を動かそうとしたものと思われる。ヤング公使の八二

年二月二一、二八日付合衆国國務長官宛報告は、駐清公使榎本武揚がイギリス・ドイツ・ロシア・フランス・アメリカをして日本の各国政府代表が東京に会合し朝鮮の独立と中立とをベルギーに倣つて保障すべく国際会議を開催したいとヤング公使に申し込んだことを伝える。榎本は、駐日イギリス公使パークスにも本構想を提示し良好な感觸を得ているとも語つた。だが、何故にか榎本は朝鮮永世中立共同保障参加国として清国には言及しなかつたという。ヤング公使は、榎本に対し個人的意見として朝鮮中立保障へのアメリカの参加見込みについて否定的見解を伝えた。ヤングは朝鮮中立化国際会議の東京開催論の背景に西欧列国と同等の地位を得たいという日本政府の願望を感じとつた。アメリカ政府の反応は冷淡であつた。ヤング公使報告に対しては、八三年三月中旬によく関心を以て読んだとの國務長官返信が認められたに過ぎなかつた。同政府は米・朝条約に於て規定された諸權利を擁護する以上の関与を望まなかつた。

一 国の国際会議方式での永世中立保障に至る過程を仮に、(一)中立化構想の提起と国際会議開催への同意形成 (二) 国際会議での合意形成 (三) 中立維持 の三つの段階に区分すれば、日本政府による朝鮮永世中立化構想に向けた第一段階に於ける最初の試みが榎本提案であつたと言える。しかし、それはアメリカの積極的反應を得ることができなかつた。それでも構想立案者井上毅は政府実力者への働きかけを止めなかつた。八三年五月から七月にかけて毅は再度山県に対し朝鮮永世中立化実現に向けた日本政府の積極的施策の実行を求めてゆく。

毅が重視した朝鮮永世中立化の対清提起の新たなタイミングは安南をめぐる清仏紛争をきっかけとするものであつた。既に駐フランス清国公使曾紀澤談話としてベルギー・ルーマニア等の例に倣つて清国はフランスと共同して安南に「局外中立ノ位置」を与える用意があるものと報じられていた。毅は「安南紛争之今日ニ当リ若シ我国ヨリ支那政府ニ勸説スルニ朝鮮ヲ以テ公法上ノ中立国ニ倣ヒ日清兩國又ハ其他之条約国ヨリ共同保護スベシトノ意ヲ以テセバ、

支那政府ハ其安南ニ於テ求メテ得ザル所ノモノヲラズシテ是ヲ朝鮮ニ得ベキヲ以テ其レヲシテ稍ヤ識見アラシメバ必喜デ是ニ応ズベシ」と山県に説いた。朝鮮問題を管轄する北洋通商大臣直隸總督李鴻章は「其心中ニ（朝鮮永世中立化を）企望スル所」かと毅は捉えた⁽⁵⁾。また、朝鮮永世中立化の方向で琉球処分に関する清国の了解を同時に取り付け問題の最終結着を図る必要性も毅は強く意識していた。何故なら、「琉球事件ヲ外ニシテハ、彼レ（清）ハ他二親厚ノ方法ナシト主張⁽⁶⁾」していたからであった。

日清間の係争点となっていた琉球問題と朝鮮問題とを解決して日清両国の友好関係を築き上げてゆく必要性をアジア情勢からのみならずヨーロッパ情勢によつても明治政府首脳部は改めて強く意識し始めていた。西勢東漸の勢いをヨーロッパに身を置いて観察した伊藤博文は、「属地政略再燃」させて「乱暴狼藉」をほしいままにし東洋に対し「到底我を害し我を欺くも、我を利し我を益するの誠意ある事少なく」苟も事東西の二洋に交渉すれば、欧土相連衡して孤立の我を凌駕せん」とする姿勢を見てとった。人種と宗教との異同に基づき西欧が「其異疎なる者を漸次終滅」させることを企てているものようであった。伊藤はこの観点から「我東方の形勢は、累卵よりも危し」との意を強めていた⁽⁷⁾。同様の危機感が井上毅をして朝鮮永世中立化構想の実現へと突き動かしていたものと思われる。毅の働きかけをうけた山県は、六月二二日、「書信中清国之困難を推知し、方略を可施時機云云之一点に就而は、小生も聊意見有之候、猶拝晤を期可申候⁽⁸⁾」と毅に返書して関心を示した。

その頃、朝鮮では駐朝鮮公使竹添進一郎がドイツ人であり李鴻章の推薦によつて朝鮮総理衙門協弁の任にあつたメレンドルフ (Mullendorff, Paul George von) と朝鮮永世中立化について意見交換を行なつていた。八三年一月に漢城に赴任した竹添の任地からの諸報告は朝鮮永世中立化の可能性を示すものであった。

竹添は清国の朝鮮政策が「内属」論と内治外交「自主」論とに分かれており、李鴻章は「自主」論に立ち、鴻章の

推薦によつて朝鮮官吏となつた馬建常も同様の立場にあるものと促えた。そして、朝鮮駐留清国軍指揮官呉長慶はロシア脅威論に立ちながら朝鮮を日清両国によつて「共二保護」してゆく必要性を竹添に語つていた。⁽⁹⁾ 清国の朝鮮政策の基調をこの様に観察した竹添は、八二年九月調印の清朝商民水陸貿易章程での朝鮮属邦規定を不問に付す姿勢を示した。そして、清国の朝鮮への干渉は、日本が朝鮮併合を意図しているのではないかとの猜疑心に基づくものであり、その「干渉」策すらも朝鮮の「自主ノ権」を認めた上でなされているものと捉える。竹添は、朝鮮「自主」論の枠内で遂行される清の干渉策に日本が敢て対抗する必要性を認めず傍観策を採用することの妥当性を日本政府に報じていた。⁽¹⁰⁾ 竹添がメレンドルフと朝鮮永世中立化構想を語つたのは、以上の様な清国の朝鮮政策観察の延長線上にあつた。両者の会談の席に於てメレンドルフが言うには、清仏紛争が戦争ともなれば清国の敗北は必至でありそれによつて李鴻章の権力的位置も大きく削がれかねない。従つて「(竹添が)兼テ御内話ノ朝鮮保護ノ為メ日清ノ条約ヲ可成早ク行ヒタク存候」と早期に朝鮮永世中立の日清共同保障構想の具体化の必要性を指摘したのであつた。メレンドルフは「清国ニテハ仏国ト争論中又日本ヨリ朝鮮ノ事ニテ紛議ヲ起スノ恐レアル哉(と考えるか)モ難斗。然ラハ(日本が清国の予想に反して朝鮮永世中立化という)此議ヲ起スハ反テ時機宜敷シ」と判断していた。だが、竹添は「此儀(朝鮮永世中立共同保障)ヲ表向き持出シ万一相整不申候時ハ不都合ニ付拙者ハ清国政府ノ意中ヲ探リタク存候」と慎重な姿勢を崩さなかつた。竹添は、メレンドルフとは逆に、「清国今日ノ勢ニテ此談判ヲ為スノ余裕ハ有之間敷」との判断を下していたからであつた。

朝鮮永世中立化に向けた共同会議論には、朝鮮国代表が参加するか否かの問題も重要であつた。永世中立化は中立当時国に他国との同盟関係不締結などの中立遵重義務を負わせることから、朝鮮永世中立化の為には共同会議に朝鮮国代表が参加することが望ましかつた。法的には、朝鮮国の意向に拘らず、関係諸国の共同会議での決議によつて調

説
印諸国への拘束力は生じるものとされていた。しかし、その場合、朝鮮永世中立化宣言には朝鮮との利害關係が深い日本・清国・ロシア三国のみが必ずかる資格を有するものとされていた。これに比して、朝鮮政府が永世中立化とその保障とを求めれば、朝鮮と国交のある欧米諸国も朝鮮中立保障国たり得るものとされていた。¹²⁾

論
メレンドルフは竹添との会談に於て、朝鮮永世中立化を早期に清国へ提起し併せてアメリカ或はロシアへ該件の仲介を依頼するという考えを示した。¹³⁾だが、日本政府の朝鮮永世中立化構想は、ロシア脅威論に基づきつつ、日清間紛争の新たな火種となりかねない朝鮮問題を日本及び清国の安全保障問題とからめて解決しようとするものであった。朝鮮国代表の参加しない朝鮮永世中立化方式は、日・清・ロシア三国間での枠組に限定される。しかし、日本政府のロシア脅威論は日本とロシアとが中立保障の核となることを困難にしよう。日清両国が核となることも清国側の強い対日不信に鑑みれば当面困難との判断に行きつくだろう。何らかの形で日清両国間を仲介する役割を果たす国が存在することが必要であった。日本政府はその役割をアメリカ合衆国に求めた。ところが、アメリカ合衆国が日清間を仲介する役割を果たしながら朝鮮永世中立化に参加し得る条件は、朝鮮政府が自ら永世中立国と成ることを希望する場合に限られることとなる。加えて、そのアメリカからは、朝鮮永世中立化構想への積極的賛意を得ることができなかった。

以上のことは、日本政府の朝鮮永世中立化構想実現に向けた諸条件を浮かび上がらせる。即ち (一)朝鮮永世中立保障の核グループを形成する際に日清両国間を仲介する国が存在すること (二)清国への働きかけは李鴻章を窓口とし同意調達を図ること (三)朝鮮での永世中立論受容基盤を整理すること 等である。朝鮮永世中立化構想は、朝鮮「独立」を前提として上記三つの個別条件を満たす環境が整うことで、現実化の可能性を高めてゆくであろう。八三年六月の時点では、(一)の条件は未だ満たされていなかった。また(二)の条件も清仏紛争がその障害となる可能性を高めつつ

あった。(三)の条件は、メレンドルフが朝鮮永世中立化に賛意を示していたことは条件整理に向けた一つの足掛りとなるものであったし、そのため竹添は朝鮮駐在の清国人官吏とも親密な関係を築き上げていった⁽¹⁴⁾。それでは、上記(二)(三)の条件整理に向けて日本政府はどの様な情勢判断と対応とを示していたのであろうか。

注

- (1) 八二年一〇月一日付吉田清成宛ヤング『保古飛呂比』(東京大学史料編纂所編 東京大学出版会 一九七九年) 一三〇—一頁。
- (2) Hilary Conroy, *The Japanese Seizure of Korea: 1868—1910*. University of Pennsylvania Press, 1960, p. 118-21. *Treat, ob. cit.*, vol. II, pp. 164-5.
 榎本の駐清特命全権公使任命は八二年八月八日であり、北京到着は八二年一〇月二五日であった。榎本提案は同年二月末のことであったと察せられる。本提案が政府の如何なる訓令に基づくものなのかという点は今後の資料発掘に待たねばならない。ただ、榎本提案は日本政府の政策の一環たる位置を失なうものではない。後述する様に榎本や駐朝鮮公使竹添進一郎が屢々朝鮮永世中立化に言及していることは、それが日本政府の政策であると位置づけられていたことを示すのであろう。
- (3) Conroy, *Western Parameters of Sino-Japanese Relations*, in Conroy, Sandra T. W. Davis, and Wayne Patterson eds., *Japan in Transition*, Fairleigh Dickinson University Press, 1984, p. 196.
- (4) 八二年二月二日付井上宛井田讓駐仏公使『外文』一五 三七七—八頁。尤も、榎本公使報告では、清国と安南との間に中立地帯を設定するものとして報じられている(八三年五月二日付井上宛榎本『外文』一六 四九—一頁)。
- (5) 八三年五月二日付山県宛井上毅『井上毅伝』一 三五—六頁。

- (6) 八三年六月一四日付山県宛井上毅 同右一 六一七頁。
- (7) 八三年一月八日付松方正義宛伊藤『伊藤博文伝』(春歌公追頌会 一九四〇年)中 三三七—九頁。
- (8) 八三年六月一二日付井上毅宛山県『井上毅伝』五 二五四頁。
- (9) 八三年二月九日付井上宛竹添(機密信第八号、九号)「三条文書」(書類)三四—九。
- (10) 八三年二月九日付井上宛竹添(機密信第一一号)、同日付井上・山県宛竹添「三条文書」同右。
- (11) 以下は、八三年六月二日 竹添—メレンドルフ対話筆記『外文』一六 五一—八九頁に拠る。尚、竹添は「朝鮮は永久局外中立の一邦たること猶ほスイス・ベルギーの如くするのが東洋平和の要務であつて、井上外務卿の対朝鮮策は茲に存するのである」と語っていたという。井上撃自身もそれを認めている(近藤吉雄編『井上角五郎先生伝』同伝記編纂会 一九四三年 六八頁)。
- (12) 八二年九月二日付ボアソナード答議『秘書類纂 外交篇』上 六一八—九頁。永世中立化の方法については、たとえば、田岡『永世中立と日本の安全保障』一三〇—一頁。
- (13) メレンドルフは、①日清露三国による朝鮮中立保障②露—朝軍事援助同盟③朝鮮領土保全を前提としたロシアへの保護要請の三策を考えていた。日本側の慎重な態度を確認した後の八四年夏、メレンドルフは清国駐在ロシア武官を通じて朝鮮永世中立化表現に向けたロシア政府のイニシアティブを求めると至る。また、メレンドルフは、駐朝鮮イギリス総領事アストンと日清露及び西欧列国を含めた朝鮮中立化の可能性について語り合ったがアストンからは肯定的な意見を得ることなごびなかつた(Lee, Yur-bok, *West Goes East: Paul George von Mollerndorf and Great Power Imperialism in Late Yi Korea*, University of Hawaii Press, 1988, p.95. Lensen, *Balance of Intrigue*, p.33, p. 36.)
- (14) 田保橋『近代日鮮関係の研究』上 九〇七頁、九一一頁、九一六頁。崔碩堯「日本政府の対朝鮮政策」一七六頁、一八二頁。

3 朝鮮永世中立化条件

(1) 朝鮮内条件

明治政府が支援対象とした朝鮮急進開化派が説く朝鮮独立論は朝鮮永世中立化の一般的前提を成すものと位置づけることができる。しかし、急進開化派は、メレンドルフと反目していた。両者間に於ける朝鮮独立と開化の必要性に関する認識は共通のものであった。だが、これらの目標達成に向けた手段選択の問題に於て両者は親日―反日の対立感情を抱き協調体制を形成することができなかつた。⁽¹⁾ 朝鮮独立を前提に、朝鮮永世中立に向けた朝鮮内権力基盤の形成強化を図るためには、朝鮮急進開化派とメレンドルフとの和解と協力とが必要であつた。

八二年七月、来日した金玉均との会談⁽²⁾に於て井上外務卿は朝鮮永世中立化に向けた朝鮮内条件整理を試みることになる。

この会談に先立ち、井上は玉均に対し「万事ヲ急激ニセサル様」書翰を以て勧告していた。井上が言うには、朝鮮は七六年の日朝間の江華島条約によつて「稍々独立ノ萌芽ヲ発」し、八二年の米朝間の通商和親条約によつて「又一層独立ノ傾向」を有するに至つたものそれ以上のもではなかつた。清・朝宗属関係は「三百年以来ノ関係モアル事故今一旦断乎トシテ純然タル独立ノ態ヲナサント欲スルトキハ到底干戈ヲ以テ支那ト相争フニ立至ルハ盖シ避ク可ラサル」ことであつたからであつた。この故に井上は、玉均に対し「万事急激ニ走ラス徐々トシテ此傾向ニ連レ各国ヨリ追々独立ノ助ヲ与ルニ乗シテ其純粹無瑕ノ独立ヲモ謀ルヘシ」と重ねて急進策を採ることに反対した。⁽³⁾

井上にとつて急進開化派と目される朴泳孝や尹雄烈らは民意に沿わぬことや清国側の感情を逆なですることなどを行ない、朝鮮内親清派勢力から攻撃される隙を自ら産み出しているものの様であつた。井上はこれらの事を「至極不面

白事ナリ」と急進開化派に自重を求め、併せて清国によつて朝鮮に送り込まれたメレンドルフとの関係を改善することを求めた。井上はメレンドルフが「貴下（金玉均）ノ事ヲ称賛シ居レリ。又該氏ハ目下万事日本ニ倣ハザルヲ得ザルトイフ事モ知リ居レリ。又支那ヲ親分ト立テ、事ヲ為レバ随分万事行ハレザル事ナシト云フ事モ申居レリ。彼ハ公平ノ人ト見受ケタリ」と玉均に説き聞かせた。これに対し玉均は、竹添朝鮮公使にかつて「彼ニ欺カレザル様可被成」と注意を喚起したことがあると述べて、竹添経由で井上に伝わっているメレンドルフ像は正確ではなく、メレンドルフ自身が急進開化派を攻撃している張本人であると訴えた。しかし、井上は玉均のこの訴えに動かされなかつた。井上は玉均の反メレンドルフ感情を「夫レハ全ク貴下ノ疑惑ナラン」と取り合わず、メレンドルフは「公平ノ道ヲ履ミ能ク朝鮮ノ為メヲ謀ル事アルハ見ルニ足ル者アリ」として対立感情の解消を重ねて求めた。井上のメレンドルフ評価は朝鮮永世中立化を志向することの共通性とその根底にあつたものと思われる。この朝鮮永世中立化という観点から井上は朝鮮内「非独立」派¹¹対清依存勢力に対しては「独立」論を以て説き、急進「独立」派へはその急進性を抑え込もうと試みた。朝鮮永世中立化の国際的条件とは別に、その朝鮮内受容基盤の漸進的拡大強化こそが必要であつたからであらう。

金玉均は「全体モーレンドルフ氏ハ朝鮮人ニ対シテハ将来独立ヲ謀ルニハ小キ日本ニノミ倚ルトモ仕方ナシ。何レ露英独等ノ如キ国ニ倚ラザルヲ得ズトイヒ、又アストン、フート等凡テノ他国人ニ向テハ又何カ程能キ話ヲ為シ反覆表裏ノ態アリ」とその心底に於て朝鮮の全権を掌握しようとして願っているものとメレンドルフを批難し井上に反メレンドルフ感情を植え付け朝鮮急進開化派支援を引き出そうと試みた。

玉均の発言からも推測されるように、メレンドルフによつても朝鮮官吏に対する朝鮮永世中立化構想が説かれていた様である。⁽⁴⁾しかし、玉均の発言にはその構想自体を積極的に評価しようとする姿勢は窺えない。逆に玉均は、メレ

ンドルフと日本の朝鮮政策は相矛盾するとして批難する。朝鮮永世中立化の列国共同保障こそが日本政府の方針であったことを理解していなかったのである。

注

(1) Lee, *West Goes East*, pp.69—70.

(2) 以下は特に註記しない限り 八三年七月二日 井上外務卿—金玉均談話筆記 MT・1・7・1・2の1に拠る。

(3) このあたりの事情については、高橋「壬午事変後の朝鮮問題」八〇頁。

(4) Lee, *West Goes East*, p.70.

(2) 对清条件

如何なるタイミングで朝鮮永世中立化構想の具体化を図ってゆくか、との難題への一致した答えが用意されていたわけではなかった。朝鮮中立化構想発案者であった井上毅は、アメリカの仲介及び朝鮮内条件整備を待つよりも、清国に向けた直接提起を重視した。その一つの方法が、憲法調査のためのヨーロッパ滞在を終えて帰国の途につく伊藤博文をして対清交渉を担当させることであった。毅は自己の朝鮮中立化構想を滞欧中の伊藤へ送付していた。毅は、日本政府が伊藤をして帰国の途次に上海に寄港させ清仏紛争処理のため同所に滞在中の李鴻章と朝鮮中立化を直接交渉させることで構想実現化の手掛りを握むべきであると山県に働きかけた⁽¹⁾。だが、毅のこの方策は政府の採用するところとはならなかった。

山県は竹添公使の見解に示された様な慎重論に与したものと思われる。山県にとって朝鮮永世中立化の諸条件が満たされていない環境の下で構想実現化に向けて積極的に動くことは躊躇されたのであろう。毅からの度重なる働きかけをうけていた山県は、八三年七月一日、「別書昨年来朝鮮事件二付、御意見拜閱仕候、即壹綴致返却候間御査取

可被下候⁽²⁾」と毅の朝鮮政略意見書を返却した。それが山県の毅への返答であった。山県は単に「外交政略ハ可成平和穩当ノ針路ヲ取ル事⁽³⁾」のみを中心課題にすえた。自らは朝鮮永世中立化に向けて具体的な働きかけを行なわないことを示したのであった。毅は、朝鮮永世中立化に向けた日本政府の清国に対する具体的働きかけを抜きにして、外交上「尋常之手続ニ而我レヨリ一步ヲ讓⁽⁴⁾」ることが逆に清国をして日本は弱腰であるとの誤解を植えつけ清国の対日脅迫策を継続させ、相互不信を煽り兩國の衝突を生み出す要因となるものと山県に訴えていた。

毅の訴えも空しく、明治政府の朝鮮永世中立化構想は具体的施策としては実行に移されなかつた。安南をめぐる清仏紛争の展開は、朝鮮中立化の対清提起のタイミングに関して井上毅の判断とは逆のものも生み出した。これが明治政府をして構想実現化の条件と機会とに関する慎重な対応を強いることになる。

安南をめぐるフランスとの紛争に際し、清国は伝統的宗主権を振りかざして強硬姿勢をみせていた。このことは、朝鮮永世中立化に清国が同意する可能性を低下させるものであった。この様な環境の下で清の朝鮮中立化への同意の可能性は、紛争が激化して清仏開戦となり清国が敗北することで生まれるものと予想された。つまり、「是迄屬邦々々と連平せる迷夢を覚し朝鮮をして安南の式舞たらしめざる様遂に我邦と一致協力して韓をして局外中立国たらしむるを勉むるに至るも知るべからず⁽⁵⁾」との判断が生じたのである。清仏戦争による清国の敗北が「清国ノ為トナリ我邦ニ於テハ却テ清ト和スル本源ニ相成候ハンカ⁽⁶⁾」との観点からは、清仏紛争の推移を見守り朝鮮中立化の対清提起の環境が熟するのを待つという方針を導き出すだろう。此様な方針の下で、日本政府は清国に対し日本が清仏紛争を裏面より煽っているのではないかとする清側の疑念を解消させることに努めてゆく。⁽⁷⁾

また、清国内の洋務派と保守派間の権力状況も日本側にとって有利なものではなかつた。日本政府が朝鮮永世中立化の対清提起の窓口と位置づけていたのが直隸總督北洋通商大臣李鴻章であった。鴻章は、清国各總督巡撫等地方大

官中であつて左宗棠と並ぶ有力者で、北京政府よりも和戦に関する諮問をうける地位にあり、洋務を管理し日清交渉関係も担当していた。しかし、鴻章の様な大官でも「内閣ノ権官ニ対スルトキハ仍ホ疎外ノ臣タルコトヲ免レ」ず「実ニ内閣ノ政機ニ參與シ軍国ノ大事を献替スルノ權任アルニ非」ざるものであつた。鴻章の権力的位置は、醇親王—左宗棠らの「守旧」派と恭親王—李鴻章らの「改進黨」派が対峙する清帝国内の権力関係の下にあつた。ところが、八三年頃の両派の権力関係は「改進黨」派が相対的劣勢に立つていた。朝鮮永世中立化構想は、日本政府が鴻章を窓口として働きかけそれを洋務派に受け容れさせ更にそれを清国の政策として同意させるという段階的手続きを必要とした。洋務派が保守派に対し相対的に劣勢であつたことは、清国が朝鮮永世中立化に同意する可能性を狭めるものであつた。

のみならず、朝鮮中立化を日清間の外交交渉ルートに乗せることすらも必ずしも樂觀し得るものではなかつた。対清窓口としての李鴻章は、極めて強い対日不信感を有しているものの様であつた。

伝統的華夷秩序体制への清国の固執、洋務派の劣勢、李鴻章の対日不信等、朝鮮永世中立化を清国に向けて提起するにはあまりにも悪い条件が重なり過ぎていた。日本側がなし得たものは、清国側の対日不信の昂進を抑えること、そしてそれを緩和させることであつた。このため、日本政府は清仏紛争に関する日本側集取情報を総理衙門及び李鴻章に提供してゆく。

清仏紛争は八四年五月に至つて李鴻章—フルニエ協定が結ばれた。それは、清国が当初より対仏開戦決意を有してはいなかつたとの日本側の推測の根拠を強めるものであり、同時に清仏紛争回避→清の対日攻撃という日本側が抱いた不安を一応解消するものとなつた。

だが、それは朝鮮永世中立化構想に照らせば双手を挙げて歓迎できるものではなかつた。清仏戦争によつて清が苦

説
論
境に陥り朝鮮の永世中立化を現実的政策として考慮する可能性が低下することを意味したからである。清仏の和解はむしろ逆に「朝鮮ハ関涉ノ最中故セメテ此一方ナリトモ取り留メ度ト益々力ヲ籠テ其事ニ從フニ至ル」可能性を高めるものであった。

朝鮮永世中立化構想の具体化そのものは進展をみなかった。それでも日本政府は構想の実現化条件を清国との関係に於て整えようと持続的に試みていた。

それでは、朝鮮永世中立化構想に於て下位の政策として位置づけられる朝鮮独立支援策はどの様な展開を示していたのであろうか。

注

- (1) 八三年六月一四日付山県宛井上毅『井上毅伝』四 六一―八頁。毅の「朝鮮政略意見書」の伊藤への送付は、八二年一月九日付『伊藤文書』一 三三四―三五頁。
- (2) 八三年七月一二日付井上毅宛山県『井上毅伝』五 二五四頁。
- (3) 八三年六月五日付『山県意見書』一三七頁、「井上文書」六七五―六。
- (4) 八三年六月一四日付、同年七月七日付山県宛井上毅『井上毅伝』四 六一―八頁、六一―九頁。

この頃、清国の対日威嚇策が日本政府当局者を震撼させていた。八三年夏を前途とした清国の対日攻撃準備説に軍事的裏付けがあるとも思えず、清国の内外政が対日武力攻撃敢行を許す環境ではないと観察されていた（八三年五月二日付井上・吉田宛東次郎『外文』一六 二七一―二頁）。だが、ドイツで建造中の清国三戦艦は八二年中に進水し、八三年一月下旬頃にはその中の鎮遠が清国に回航されるものと予想されていた（八三年一月二三日付井上宛品川忠道上海総領事、同年三月五日付井上宛榎本「公文録」三四六六。八三年七月一〇日付吉田宛品川、同年七月一六日付井上宛榎本『外文』

一六 五三七頁、五四七頁。此様な環境の下、参議兼海軍卿川村純義は「仮令琉球藩主ヲ旧ニ復シ候姿ニ相成トモ平和ヲ保チ度云々、是全ク閣下（駐米公使寺島宗則）之支那ニ対シ一歩ヲ譲リテモ干戈之禍ヲ免候事ヲ上策トスルノ御旨意ニ同一」の見解を抱くに至っていた（八三年五月二日付寺島宛杉孫七郎『寺島宗則関係資料集』下 五六〇頁）。寺島公使の八三年二月一日付建言は琉球分島論であった（『保古飛呂比』一二 三四―四四頁）。

- (5) 八三年五月二日付井上宛榎本『外文』一六 四九四頁。
- (6) 八三年七月五日付榎本宛品川『外文』一六 五三三頁。
- (7) 八三年七月一六日付、同年七月二九日付井上宛榎本『外文』一六 五四五―六頁、五五三頁。
- (8) 八〇年七月井上毅覚書『井上毅伝』五 五三一頁。
- (9) 八三年五月二日付井上・吉田宛東次郎『外文』一六 二七二頁。
- (10) 八三年七月七日付吉田宛品川『外文』一六 五三一頁。
- (11) 八四年一月三日付伊藤外務卿代理宛原敬天津領事『外文』一七 五一〇頁。八四年一月一九日付、同年一月三〇日付伊藤宛原『原敬関係文書』（同文書研究会編 全二〇巻 別一卷 日本放送出版協会 一九八四―八九年 以下『原敬文書』四 四〇五頁、四〇七―九頁。
- (12) 八四年五月二日付井上宛原『外文』一七 五二四頁。
- (13) 八四年五月一四日付井上宛品川『外文』一七 五三六頁。

二 朝鮮永世中立化構想と朝鮮独立援助策

1 財政支援

(1) 一七万円融資

永世中立当事国は、中立保障国から武力不行使内政不干涉の保障を取り付けることができる一方で、(一)自国軍事力を自衛目的以外に使用せず (二)軍事或は内政干渉目的のために他国が自国領土を使用することを拒否し (三)他国との同盟或は中立と矛盾する国際協定に参加せず (四)他国の内政に干渉しない 等の基本的諸義務を負う。これらの永世中立化に伴なう相互義務を引き受けることができるのは実効的且国際的に承認された政府に限られる。^①

朝鮮永世中立化実現の内的条件は朝鮮が永世中立の意図を有しそれに伴なう義務事項を履行する能力を有することであり、その国際的承認が外的条件であったと言ふことができる。

日本側が朝鮮永世中立のモデルに擬したベルギーはウィーン会議によって一八一五年オランダ領に編入されていたが、一八三〇年に分離独立を求めオランダと交戦し最終的に一八三九年のロンドン会議で関係各国からその独立と永世中立保障とを獲得した。このベルギーが明治期の日本人に与えた強い印象の一つは「国ニ自主ノ民乏シケレハ、国力衰弱シ、国ヲ保存シ難シ」との国民意識の存在であり、それが

白耳義国ノ人民ハ、健ニシテ善ク戦フ、狭小ノ国ヲ以テ、大国ノ間ニ介シ、其国ヲ立ルヤ、自ラ守ルヲ主トス……

其形勢タル春秋ノ鄭国ノ如シ、常ニ血戦ノ衝タリ、近年欧州列国ノ会盟ニ此国ヲ以テ進軍ノ路トセサルコトヲ約セリ、然レトモ戦時ニ当リ、敵国ノ兵士、意気ミナ張ルノ際ニ於テ、中立ノ權ヲ全クスルニハ、必スヤ其力能ク四境ニ溢ル、ノ鋭ナクンハ、安ソ能ク中立ヲ守ルヲ得ン、自国ノ民、ミナ兵ニ慣ヒ、的射ノ集會行レテ、一般ミナ武ヲ嗜ミ、其兵役ニツクヤ、意気剛壯ニテ、技術ニ閑熟セルコト、大国モ及ハサル所アリ

という評価を生み出したのであった。⁽²⁾この観点からベルギーと朝鮮とを比較すれば、朝鮮での独立意識及び軍事組織の立遅れは著しいものに映つたであろう。独立と中立を維持してゆく意志が存在するという内的条件は同時に実効的な政府機構の組織化特に軍事組織の実効性という形で表現される必要があつた。それによつて中立主体としての国際的承認即ち独立国としての承認が可能になるものと明治政府首脳は判断していた。

それでは、朝鮮国内の独立意識を刺激するために日本政府は開化事業資金支援策に関してどのような対応をなしたのであろうか。

修信使朴泳孝大使一行による朝鮮独立援助要請をうけた日本政府は対清関係を慮つて援助内容の透明性を保つことを基本方針とした。

朝鮮政府は朴一行の来日を機に横浜正金銀行に一七万円の融資を求めた。正金銀行自体この要望に応え得るだけの余裕がなかつた。そこで正金銀行は一七万円の貸付を大蔵省に求めた。井上外務卿は本件に付「両国交誼上於同銀行拒絶難相成事情」⁽³⁾を以て大蔵省に正金銀行への貸付許可を求めた。そして、八二年二月一八日に一七万円融資は正金銀行と朴泳孝全権大臣らとの間に約定された。融資条件は八二年から二年据置一〇ケ年賦年利八％というものであつた。使節一行は斉物浦条約第三条が規定する壬午事変時の日本人被害者への補償金五万円をこの融資金より支

説
論
扱つた。井上外務卿は本件融資に付「使節ニ於而モ我政府之好意ヲ徳トシ幾分敷交際ヲ親密ナラシムルノ媒介ト相成可申⁽⁴⁾」と述べた。だが、融資はあくまで朝鮮政府と横浜正金銀行間の契約であり背景に日本政府が介在したことは秘密にしておくべき事柄であつた。

他方、清国側もほぼ同時期に朝鮮に対し、年利八%五年据置き償還の条件で五〇万テールの貸付を行つた。⁽⁵⁾本融資が青物浦条約第四条規定の日本政府に対する賠償金支払に充てる為のものかどうかは不明であつたが、清側の朝鮮政府への貸付はその後も続く。八三年四月には、李鴻章によつて統理衙門協弁任に就いたメレンドルフを通じて更⁽⁶⁾に二〇万テールが貸付けられ仁川港埠頭建設の用に充てられることとなつた。

此様な状況の下、朝鮮政府は新たに日本政府に対して三〇万円程の融資を求めてきた模様である。竹添は、前任者花房義質と連名で、時期をみて済物浦条約第四条が規定する朝鮮政府が支払うべき五〇万円填補金の内二〇万円分を武器農鋳業器械として日本政府が朝鮮政府に贈与する他に、別途銀貨紙幣各一〇万円計二〇万円を借款として供与して「時々鞭策ヲ加ヘテ独立ノ精神ヲ鼓動スル」必要性を訴える意見書⁽⁷⁾を井上外務卿宛に提出していた。ところが、正金銀行を通じた融資と個別には上記二〇万円借款の供与は行なわれていなかった模様である。

任地に於て朝鮮急進開化派の支援に傾く竹添朝鮮公使は「今日の三十万は他日の三千万よりも其功能之大なる時節」にあるものとして貸付を行うべきことを日本政府に求めた。⁽⁸⁾竹添は借款貸与が朝鮮内「日本党」の威信を高めその勢力拡大に資し、「(朝鮮) 政府も一般に我れを信頼する様相成可申は必然」と述べてその効用を説いた。竹添が言うには「支那党ノ勢力も減少に帰し今日統理衙門中も大抵独立⁽⁹⁾旨主の精神」を以て一致している現在に於て借款貸与は朝鮮政府が「万般ノ改革も極而實際に着手」できるようになるものであると強調した。だが、井上外務卿は借款貸与に否定的であつた。

そこで急進開化派の領袖の一人である金玉均が来日して八三年七月二日井上外務卿に対し改めて起債協力の申入れを行なうこととなった。

注

- (1) Black et al., *Neutrality*, vii. 田岡『永世中立と日本の安全保障』一七六頁以下。永世中立国及び中立保障国の権利義務に関する諸説は、伊津野重満『永世中立と国際法』学陽書房 一九八二年 七八頁以下。
- (2) 田中彰校注 久米邦武編『米欧回覧実記』三 岩波文庫 一九七九年 一六七頁、一九〇―一頁。ベルギーの永世中立に関しては田岡 同右(六七―一〇四頁)。尤も、永世中立の議定が自動的に中立国の安全を確実に保障するわけではない。ベルギー中立化問題をめぐるロンドン会議(一八三〇年一月―三二年一月)に於けるイギリス・フランス・プロシア・オーストリア・ロシア諸国の意図。持続するフランスのベルギー併合意欲。イギリスの中立保障義務への態度とヨーロッパ国際政治環境との関連性等については Lingebach, William E., *Belgian Neutrality, American Historical Review*, xxxix No. 1, Oct. 1933, pp. 48―72.
- (3) 八二年二月一六日付三条宛松方大藏卿『外文』一五 二八三頁。
- (4) 八三年一月二九日付榎本宛井上(内信案)『外文』一五 二八九頁。
- (5) 八二年二月六日付井上宛品川『外文』一八 三九四頁。
- (6) 八三年四月一四日付、同年四月二〇日付井上宛竹添MT・1・7・1・2の1。
- (7) 八二年二月一日付井上宛竹添・花房『井上文書』六七―一八。填補金中二〇万円の贈与は井上も考慮していた(八二年一月伊藤宛井上『伊藤文書』一 一八〇頁)。
- (8) 八三年五月一六日付井上宛竹添MT・1・7・1・2の1。

(2) 三〇〇万円借款問題

論

朝鮮独立をめぐる党派対立に関する既述（本稿三一七—一八頁）の両者の応報を経て金玉均は起債の件を切り出した。⁽¹⁾ 玉均の口から出た金額は、竹添朝鮮公使が求めていた三〇万円論ではなく三〇〇万円であった。それによって軍備を整え鉱山開発を行うというのであった。玉均は日本に於て三〇〇万円を起債するため井上に支援を求めた。だが、井上は「其議ハ御断リ申度」と冷淡な反応しか示さなかった。井上は「前ノ十七万円モ何ノ用ニ立チシカ分ラス。練兵開拓開礦等成程要務ニハ候得共貴下等ハ金ヲ用スル事ノミ御承知ニテ其功ヲ収ル前途ノ事ニ至テハ何モ御分リナシ」と言い放った。朝鮮に於ける借款は起債を図った党派的勢力が独自に支途を決定する傾向にあった。八二年暮に日本政府が正金銀行を通じて支援した一七万円の全ての支途が決定していたわけでもなかった。玉均らはその金の一部を詐取されさえしていた。井上はこうした玉均らの落度を以て「随分貴下ハ不始末ノ人ナリ」とまで面罵した。

確かに借款起債による国内開発への投資とそれによる収益及び返債の見通し等に関する井上の質問への玉均の回答は空漠たるものであった。八二年一月から二月にかけて清国招商局長唐景星、イギリス人鉱山技師バーネットらの調査報告内⁽²⁾容すらも知ってはいない様であった。唐報告は、朝鮮京畿・江原の二道の鉱山調査報告であった。その内四つの鉄鉱山、三つの銅鉱山の品質は良好であり約一〇〇年間間の採掘が可能と見込まれる程有望であった。しかし、伝統的採掘方法のままでは何の利益を得ることもならず、近代的手法を導入する必要があるがあった。問題は鉱山開発費用であった。鉱脈は険しい山岳地帯に眠り採掘した鉱石を輸送することも容易ではなかった。また有望と目される鉱山の近辺に於て鉱石の製錬に供すべき石炭を得ることができなかった。従つて朝鮮に於ける鉱山開発は更に石炭鉱を調査開発して鉱石の輸送と製錬のためにこの二つの地点を結ぶ鉄道を建設する必要があるが見込まれた。地下資源開発と鉄道建設を核とした手法を漸進的に朝鮮全土に推し広げることによって富強化をもたらそうというのが唐景星の意

見であつた。だが唐はそれを清国の排他的主導性の下に遂行すべきことを主張していた。

以上の様な唐報告を入手した竹添朝鮮公使は、鉱山開発に必要な費用は「逆モ朝鮮ノ貧政府ニ於テ支弁ノ方法者相立申間敷」と述べつつ併せて鉱山開発方法を「架空ノ妄想」ではないかと判断した。竹添の見るところその方法は「数千両之入費ヲ掛テ候へ者、或者其功ヲ遂ケ得ベキ」ものであつたが、清国招商局にそれ程の出資をなし得る余裕があるとも思はず清、朝鮮に於て個人出資を募つても限界があることは明らかであつた。かと言つて、日本が朝鮮鉱山開発を引き受けようとしても「支那より故障を申入れ候は必定に付朝鮮政府より允許は出来申間敷」ものと思われた。仮に朝鮮政府の許可が下りたとしても「得る所の利は費す所の損を償うに足らざるべし」と竹添は予想した。そこで竹添は、以上の経済合理性からの判断に加えて政治的効果もねらつて以下の様な対応策を論じた。即ち

朝鮮国之開礦は支那に懲慥して着手せしむるに如かず。支那より着手するも・・・其功を奏する能はず半途にて廃止するなるべし。左すれば支那の人望薄く相成我国より善後の策を施すの都合も可有之。万一支那より数千万の資本を募集し得て開礦の功を奏するに於ては朝鮮国も随て少しく富有の色を形はし漸次開化の道に進歩するを得べし。苟も開化に進歩するときは支那の干渉を厭ひ支那の頹衰を賤しみ、日本に傾向し日本を募徴するの心を深ふするは必然なり。是れ則ち他人の力を以て石田を開墾し其の收穫の功は却て己れに帰するの類にして支那に在ては劣して功少なり。我国に在ては袖手して利を獲るものと愚考致し候。

清国の主導の下に朝鮮国内開発が試みられても、それが成功しようと失敗しようとも日本の朝鮮政略に悪影響を与えるものではないとする竹添の論は興味深い。³多額の経費を要すると見込まれる朝鮮国内開発は、朝鮮永世中立化以

説
降に於て、安定的国際環境の下に多国間協力に基づいて行われることが日本政府にとって望ましいものであったのはなからうか。いずれにせよ、朝鮮に於ける権益獲得を清国と争うという姿勢が日本政府に顕著であつたわけではな
論
い。

井上は、鉱山開発を目的とする起債支援を求める金玉均に対して「何ハ兎モアレ（朝鮮）政府ノ協和ヲ第一トス」と重ねて強調して日本での起債には協力しない姿勢を示した。「御引受被下ザレバ朝鮮ヲ御見捨ナサル、ト外思ハレズ」となお喰い下がる玉均に対し、井上は「左様ニ御思被成バトテ拙者ニ於テ致方ナシ。何ヲ申スニモ詰リ今日ノ如キ貴政府不協和ノ有様ニテハ所詮信ヲ措キ難シ」と突き放した。⁽⁴⁾

三〇〇万円起債をめぐる井上外務卿と金玉均との会談は物別れに終つた。井上の齒に衣を着せぬ物言いは日本政府と朝鮮急進開化派との関係の冷却化を示すものであつた。井上外務卿にとつてみれば、朝鮮永世中立化構想の下にそれを下支えすべき朝鮮内独立派の勢力基盤が広がることは歓迎すべきものであつた。しかし、金玉均らの行動は日本政府が期待するものと齟齬を来すものがあつた。のみならず日本政府の金玉均への不信任はこの後更に強まる。

玉均は、三〇〇万円の日本での起債に失敗した後、アメリカでの起債を企てた。朝鮮統理衙門が、償還期間一〇年
年利九%以下の利率で金鉱開発権を抵当に、三〇〇万ドルを起債する権限をジェームズ・モースなるアメリカ人に付与したとの報知がもたらされた。⁽⁵⁾モースに付与された募債委任状は、朝鮮国王が朝鮮外務次官兼北東諸道貿易管理官金玉均に三〇〇万ドルをアメリカで起債する権限を授け更に金玉均がモースに募債を委任したというものであつた。⁽⁶⁾

玉均は朝鮮統理衙門参判の官職に就いていた。それは、日本外務省の大書記官Ⅱ局長に相当するものであり、せいぜい外務小輔の位に擬するのが上限であつた。それを玉均はモース宛委任状に於て統理衙門協弁の位を示す“Vice Minister for Foreign Affairs”と僭称してゐた。加えて北東諸道貿易管理官“Superintendent of Trade for the

Northern and Eastern Provinces”を兼任しているとは在朝鮮日本公使館でも未確認の事であった。それは鬱陵島開拓並に朝鮮東海岸捕鯨事業を担当する東南諸島開拓使兼管捕鯨事という玉均の役職を誇張したものに他ならなかった。結局、朝鮮政府の責任の所在を示す統理衙門督弁の役職印が押されたモース宛委任状は、金玉均が「全ク拵へモノニ相違有之間敷」き疑物であると判断せざるを得なかった。これらの事情が明らかになるに従い、急進開化派に同情的な竹添朝鮮公使もさすがに暗澹たる気分陥った。竹添は「金玉均ノ横着ニハ実ニ驚キ入り候」と述べつつ以下の如くその心情を吐露した。

朝鮮今日ノ歳入ハ五百万円内外ニシテ未ダ一ツ利源ヲ疎通スル方法モ無之、偶々新規ノ事業ヲ興サントスルモ其費用ニ充ツル金額ハ其掛リ役員ノ私党ヲ肥ヤスニ止マリ候事故国庫ノ收入ヲ助クルニ至ルハ……到底見込無候。只今通り財政ノ主任者無之、我勝ニ負債ヲ起シ各々一身ノ私ヲ謀リ候様有之ニ於テハ追々ト負債山積シテ当政府ノ財政ハ困難ノ上ニ困難ヲ重ネ其窮策竟ニ聚斂之虐政ニ出テ或ハ内部ヨリ破潰スルニ至ル哉モ難計ト寒心ニ堪ヘズ候。

朝鮮政府からの独立支援要請に日本政府が応えてゆくには二つに隘路が存在していた。まず、日本が朝鮮に対して財政支援を行うことに対する清国の感情であった。元より清国は日本の朝鮮への財政援助を好むところではなかった。更に、日本の朝鮮独立援助の受け皿の問題があった。援助は朝鮮内党派の権力闘争の具に資される傾向にあり、それが更なる外国の介入を要請するというメカニズムを生み出し兼ねなかった。日本政府の財政援助は八二年末の正金銀行を通じた一七万円のみであった。それは予期した程の効果を挙げることはできなかった。また、斉物浦条約第四条に基づき朝鮮政府が支払うべき賠償金五〇万円のうち日本政府が四〇万円を返還したところ、それは新たな朝鮮内権

説
力闘争の火種となつた。⁽⁹⁾朝鮮「独立」の実質化を目的とした日本の朝鮮国内開発支援政策は積極的に遂行されること
もなくその条件もなかつた。

注

- (1) (4) 以下は、八三年七月二日 井上外務卿—金玉均談話筆記MT・1・7・1・2の1 に拠る。
- (2) 八三年二月九日付井上宛竹添 付属書 MT・同右。「三条文書」(書類)三四一九 機密信第六号。
- (3) 日本の朝鮮での鉱山開発利権獲得意欲を強調するものに例えば、彭澤周『明治初期日韓清関係の研究』塙書房 一九六九年。二二六—七頁。三七七—八頁。また、崔硯莞「日本政府の対朝鮮政策と甲申事変」一八四—八頁。
- (5) 八三年九月七日付井上宛寺島 付属書ステイブンス書翰 MT・1・7・1・2の1。
- (6) 八三年九月一九日付井上宛寺島MT・同右。
- (7) 以下は、八三年一月一五日付井上宛竹添MT・同右に拠る。また、田保橋『近代日鮮関係の研究』上 九二—四頁。
- (8) 八三年八月六日付井上宛竹添MT・同右。
- (9) 『明治天皇紀』六 三〇六頁、八五年一月二日付近藤宛井上『日韓』三 二二〇頁。

2 軍事支援

(1) 直接支援から間接支援へ

朝鮮永世中立の前提となる列国の朝鮮独立認定のもう一つの要件は朝鮮政府が治安維持能力を具備しているかどうかにかかっているものと思われた。日本政府が朝鮮への反乱鎮圧能力養成援助策を組み込んだのは朝鮮永世中立化の条件整備として捉えることができる。

日本による朝鮮への軍事支援は壬午事変以前の八一年から始まっていた。それは、日本人陸軍将校が朝鮮政府の西洋式歩兵一個小隊(約八〇名)を教練することから始まった。教練対象兵はその後五〇〇名程に拡大させ、士官生徒を別途教練する予定もあつた。⁽¹⁾ また、八一年に来日した朝鮮国修信使趙秉鎬一行の希望を容れて、陸軍戸山学校で歩兵下士官の学術と陸軍教導団で歩兵喇叭術科を計三名の朝鮮人学生に学ばせることとした。⁽²⁾ だが、これらの支援策も壬午事変によつて無効に帰した。

事変によつて「朝鮮兵総テ四方ニ逃散一時空門ノ番兵モ清兵ヨリ差出」⁽³⁾すという状態に陥っていた。清国は事変への介入に引続き積極的な軍事支援政策を展開した。清国は、提督呉長慶の指揮の下に六營(三〇〇〇人)を朝鮮に駐在させて、朝鮮正規軍及び新たに選抜した一〇〇〇名の朝鮮兵を訓練し、朝鮮留学生を天津の北洋機器局に派遣させ、朝鮮に代つて小銃一千挺大砲一〇門を購入し、朝鮮国内に工場を設立し軍器製造を行ったという。⁽⁴⁾

これら清国の直接的支援に比すれば、日本の朝鮮への軍事援助は消極的なものに止まった。朝鮮国王の内命として日本政府にもたらされた武器援助は、朝鮮国が「内乱鎮圧ノ実力ヲ養成スル為メ一日モ緩ス可カラザル切迫ノ情勢」に鑑みて実行に移されゆく。その方法も、明治天皇から朝鮮国王への小銃五〇〇挺贈進という形をとれば「別段清国ノ感觸ヲ悪スルノ懸念モ無之」ものと判断された。⁽⁵⁾

かくして武器援助は、新任朝鮮公使竹添進一郎が赴任する際に、小銃四二五挺彈藥五万発を明治天皇が朝鮮国王に贈呈するという形をとつた援助に止まった。⁽⁶⁾ むしろ軍事援助は間接的援助が主であつたと思われる。朝鮮独立の為の軍事支援策の一つは、朝鮮駐在の日清両軍の同時撤兵を朝鮮政府が発議するよう働きかけることであつた。清国軍の圧力の下に逼塞せざるを得ない朝鮮「独立党」への間接支援策であつた。それは撤兵によつて朝鮮官民の対日感情を好転させ、欧米諸国が朝鮮を独立国視し易くするという政治的効果をねらつたものであつた。⁽⁷⁾ そして完全撤兵まで

の間は、在朝鮮公使館警備兵の規律の良さを朝鮮官民に示すことで陸軍戸山学校に留学していた朝鮮人学生が朝鮮陸軍再建に寄与できる環境を整えてゆこうとするものであったと言えるだろう。

清国兵は、李鴻章の親兵と目された軍隊にしても「何分充分之規律なき様に素人之目よりも見得候」ものであり、朝鮮駐留清国兵の軍紀は程なく弛緩し始める。⁽⁸⁾ また、清軍の食糧配給は質量ともに不十分で脱走兵を生み出し、それらが「小村落ヲ窺ヒ掠奪強姦逆行至ラサル所ナシ。故ニ商家等其乱暴ヲ怖シ山中ニ逃ル、者少カラズ」という噂を広めていた。これに対して日本公使館警備兵は「規律嚴肅ニシテ爾來大ニ彼国之衆望ヲ得從テ我国之威武ヲ示シ自ラ交際上今般便益不少⁽¹⁰⁾」と評された。清国兵が「不規則ヲ極メ追々市中杯ニ於テ無作法之事」を行い「当国人ハ之ヲ以テ比較致シ殊更我兵之謹直相露シ候ト被存、間ニハ（日本の）兵卒中遊歩之節言語モ分ラザル町人ヨリ然ト引留メ懇親相交り候事モ屢々有之」とも報告された。⁽¹¹⁾ 朝鮮駐在清国兵が日本兵に対して三度暴行を加えたことがあったが、その都度「我兵ヨリハ穩和二処弁、終始他へ対シ不都合之事更ニ無之」程に自重していた。中隊長以下の士官が護衛兵の紀律保持に心を配ったことと部隊が示した朝鮮国王に対する礼儀は朝鮮側の心証を良好なものとならしめた。

日本政府は当初歩兵一大隊（三個中隊）四〇〇名の兵員より成る在朝鮮日本公使館護衛兵を二個中隊に減らし更にそれを、八三年七月には半減させ約一四〇名を駐留させることとした。⁽¹³⁾ 朝鮮内治安の相対的回復がその理由であった。朝鮮独立認定への側面支援としての在朝鮮駐留軍撤兵は清仏紛争の激化が更なる要請を生み出した。日本がフランスと協力して清国に圧力をかけてくるのではないかとの清側の疑念に対して、在朝鮮日本軍を撤兵させて清国に「後顧ノ憂」をなからしめようとする考えであった。それによつて日本は、軍隊駐留経費を軽減でき「支那に向ては大に好意を表すの姿と相成向後の政略上に於て利益不少⁽¹⁴⁾」と見込むことができたからである。

しかし、日本の一方的撤兵のみでは日本側の意図を満たすことはできない。日清の同時撤兵が必要であった。とこ

ろが他ならぬ安南をめぐる清仏紛争の激化が同時撤兵を困難とする状況を生み出してゆく。清仏の緊張関係が昂じて戦争ともなれば、朝鮮西岸はフランスが北京攻撃或は黄海封鎖拠点とするに都合の良い位置にあった。清国側は清仏戦争への対応として在朝鮮清国軍が朝鮮海防を担当せんとする姿勢を示した。この清国の朝鮮属国論は戦時に於けるフランスの朝鮮攻撃を誘発しかねないものであった。そこで日本側は同時撤兵に向けての働きかけよりも清軍による朝鮮海防担当論を挫くことを当面の課題とすることとなった。国際法上、朝鮮は「独立」の位置を得ることによつて清仏戦争の波及を回避することができるのであり、清国に海防を依頼すれば逆効果しか生まないということを朝鮮政府高官に説くことであつた。¹⁵ 竹添公使は、朝鮮「独立」の指標として清仏戦争時における朝鮮の海防は「総テ朝鮮ニテ自弁、他ノ干渉ヲ不受」¹⁶ 様にと働きかけた。朝鮮の海防を清国に依存するかそれとも独自に行うかは親清派と親日派との間の論争となつたが、朝鮮国王の決断によつて朝鮮自ら海防を行うこととなつた。

此様な状況の下、朝鮮陸軍の再建策は二つの個別の方途に分岐した。一つは、朝鮮駐在清国軍にかかる朝鮮軍の教練である。もう一つは、新たに招聘する予定のアメリカ人陸軍士官を陸軍教師の長に据え日本の戸山学校に留学させた朝鮮人士官がそれを実務上補佐しつつ朝鮮陸軍を再編してゆこうとするものであつた。

注

- (1) 八一年五月一六日付井上宛花房、同年一〇月二八日、一月三〇日付朝鮮公使館報告『外文』一四 三六六頁、三六九頁、三八四頁。
- (2) 八一年一月一七日付井上宛大山巖陸軍卿M.T.・1・1・2・3の19。同年二月一六日付副田節宛井上『外文』一四三—四頁。
- (3) 『外文』一五 二〇三頁。

- (4) 田保橋『近代日鮮関係の研究』上 八七―一二頁。王芸生 長野勲・波多野乾一編訳『日支外交六十年史』一 一九三三年 二五七―八頁。朝鮮総督府『朝鮮史』第六編第四卷 一九三八年 六五八頁、六六一頁、六六四頁。八二年一月二六日付三条宛井上『外文』一五 二七四、二七六、二八〇頁。八二年一月二七日付島村久天津副領事宛品川『外文』一八 三九四頁。尤も、朝鮮から天津器械局に派遣された留学生八名は十分な成果もあがる見通しも立たず八三年中には全員帰国している(八三年七月二日付吉田宛島村『外文』一六 五三九―四〇頁)。
- (5) 八二年一月三〇日付三条宛井上『井上文書』六七―一八。
- (6) 『明治天皇紀』六 四頁。これより前、日本政府の朝鮮への武器贈与は八〇年一月に行なわれていた。一〇種類に及ぶ各種小銃各五挺計五〇挺に銃弾計一万発であった(八〇年一月二五日付三条宛井上『外文』一三 四二八頁)。これは、朝鮮政府に「武備ノ等閑ニ付ス可カラサルヲ告ケテ彼政府ノ注意ヲ促」し「改進ノ道」へ向かう様に仕向ける目的の下に、武器の精良さを知らせることで朝鮮内の排外主義を挫折させて朝鮮軍改革の起点としようとするものであった(花房朝鮮公使宛訓令案 八〇年五月七日付三条宛井上『外文』一三 四二二頁)。従って、これら五〇挺の小銃は軍隊への装備として給されたわけではなかった(八一年一月六日付井上宛花房『外文』一三 三二七頁)。また、同様の目的の下に明治天皇から朝鮮国王へ山砲一門贈与が壬午事変直前に決定されていた(陸軍省編『明治軍事史』上 原書房 一九六六年 五四七頁)。他方、壬午事変以前の清国の朝鮮に対する軍事援助として小銃二〇〇挺大砲若干門が送られたとされる(八一年五月一日付井上宛竹添「公文別録」九七)。
- (7) 八三年一月二六日付伊藤宛井上『伊藤文書』一 一八三頁、八三年七月三一日付井上宛品川『外文』一六 五六―一頁。
- (8) 八四年七月三日付井上宛原『原敬文書』四 四五〇頁。八二年二月一六日付三条宛井上『外文』一五 二七五頁。前掲『井上角五郎先生伝』四五頁。田保橋『近代日鮮関係の研究』上 八九二―三頁。
- (9) 八二年一月四日付井上・吉田宛曾根俊虎MT・5・1・10・3。
- (10) 八三年一月大山陸軍卿書翰 陸軍省「密事日記」(八三年)DS。

- (11) 八四年一月二九日付伊藤宛島村「密事日記」(八四年)。
- (12) 八四年一〇月一七日付伊藤宛島村(乙号)同右。
- (13) 『明治天皇紀』六 七九頁。

八二年末まで日本側は朝鮮駐留清国国軍の数量を把握しきれていない様である。清風側の六營三〇〇〇といわれる兵数にしても実数は一五〇〇程度ではないかとの見方や、八二年一月に六營中の半数は撤兵したとの情報も存在した(八二年一月一六日付三条宛井上「外文」一五 二七四頁、二八〇頁)。尤も六營駐留説は八三年夏になっても確認されており(八三年七月一四日付井上宛竹添「外文」一六 五四二頁)、日本側は三營撤兵を八四年六月になって確認している(八四年六月一六日付井上宛原「原敬文書」四 四四〇頁)。

- (14) 八三年七月二五日付井上宛竹添「外文」一六 五五二頁。また、八三年一月二日付竹添「秘書類纂 朝鮮交渉資料」中 一一二頁。

- (15) 八三年八月六日井上宛復本「外文」一六 五六五頁。

- (16) 八四年一月九日付伊藤宛竹添「外文」一七 五〇八―九頁。

(2) 朝鮮軍再編支援

八三年一〇月、朝鮮国王は駐朝鮮アメリカ代理公使フート(Foote, Lucius H.)に欧米人としては前例のない二人だけの面謁を許した。国王は列国との条約締結は朝鮮の立場を強化するものと捉え条約締結促進論を語り、併せて中国官語ができるアメリカ人を外務顧問としてアメリカ人将校を陸軍教師として迎えたい希望を表明した。翌年にも、国王は改めて該件に加えて英字校設立及び西洋式農法導入の為にアメリカ人教師招聘への支援をフートに要請した。⁽¹⁾しかし、朝鮮国王のアメリカ人陸軍教師招聘希望を伝えるフートの報告は、アメリカ國務省内での過失から適正な処理がなされず一年近く棚ざらしに遭った。國務長官がアメリカ人陸軍教師招聘一件を陸軍長官に移牒したのは八四年

他方、新たに招聘さるべきアメリカ人陸軍教師を補佐し、新設予定の朝鮮陸軍士官学校の基幹となるべく戸山学校で教育を受けた徐載弼以下四名の留学生は八四年六月に日本から帰国した。⁽³⁾ 国王の命令でアメリカから購入された四千挺のライフル銃はアメリカ人陸軍教師の着任とともに配備される予定であつた。徐載弼は操練局士官長に任命された。しかし、清国駐防朝鮮軍の營務処同知袁世凱そして朝鮮内親清派勢力の反対によつて日本から帰国した留学生は武官職に就くことすら困難な状況であつた。ようやく、金玉均、韓圭稷などの弁論によつて、朝鮮国王親ら戸山学校留学の成果を实地訓練の形で検査して徐載弼らの任用を正式に決定するということとなつた。国王は、その操練の結果に満足した。そして更に、日本公使館護衛兵の操練を朝鮮軍兵士にも見学させることを希望した。朝鮮国王の面前で行われた公使館護衛兵の操練は「国王ニモ余程御感ニ入り、十分御満足ノ御模様、終始御気色ニ相顕」れた。これによつて、戸山学校留学生を中心に士官学校設立或は徐載弼らの武官職任命が実現するのではないかと期待された。だが、日本側の思惑は外れた。竹添公使が朝鮮国王へ該件に付言上し間接的に注意を喚起しようとしたが、徐載弼等は「武官ノ名ハ有之候ヘドモ、支那党ノ為メ彼妨実職ニ任ズルヲ得ザル」状態がその後も続いた。⁽⁴⁾ 逆に清国が閔泳翊を通じて五人の軍事教師を派遣した。⁽⁵⁾ 朝鮮政府は、王宮護衛兵として四個大隊五五〇〇名の軍隊を整備した。前・後・左・右各營四名の指揮官は親清派勢力が占めるに至つた。⁽⁶⁾ 結局、戸山学校留学から帰国した生徒は、三名のみが任官できたに過ぎなかつた。残りは軍職に就くことをやめて新設の郵便局の下級官吏となつたという。

壬午事変後の軍事支援はさ程多くもない武器援助と戸山学校への留学生受け容れを中心とするものであつた。また、朝鮮人留学生が帰国して然るべき役職を得て朝鮮軍再編の核を形成するように日本側が朝鮮側に政治的働きかけを積極的に行なつていたわけでもなかつた。それが、朝鮮永世中立構想の下位政策としての朝鮮独立援助策に於ける軍事

支援の実態であった。日本政府が朝鮮永世中立化に向けて積極的働きかけを当面見送る方向を示した後は、日本政府による朝鮮への実質的な直接軍事支援はなかったものと言ってよい。

清国が朝鮮軍の教練を行ない親清派勢力が朝鮮軍指揮官の地位を掌握したことは日本にとって二様の意味を有した。一つは、朝鮮政府が内乱鎮圧能力を具備してゆくという朝鮮中立化条件の整備としての側面である。もう一つは、清国が事実上朝鮮軍をその指揮下に置き⁽⁷⁾清朝宗属関係を強化する側面である。だが、この清国の干渉が朝鮮併合に向けたものでなければ清の干渉に日本が対抗して干渉の度を強める必要もない。壬午事変以降の日本の朝鮮独立援助策の消極性は、朝鮮中立化の条件整備の一端を清国にいわばまかせつつ、朝鮮永世中立実現化に向けた国際環境の到来を待つという日本政府の基本的姿勢を反映するものであった。

注

- (1) Foote to Frelinghuysen, Oct. 19, 1883, Sep. 10, 1884, KAR, I, p. 53, p. 55.
- (2) Frelinghuysen to Foote, Nov. 6, 1884, KAR, I, p. 57.
- (3) フォート, Foote to Frelinghuysen, Sep. 3, 1884, KAR, I, p. 55. 八三年一〇月一七日井上宛島村(甲号)「密事日記」(八四年)に拠る。
- (4) 八四年一月二二日付伊藤・井上宛竹添『秘書類纂 朝鮮交渉資料』上 二五八頁。これより先、島村代理公使は朝鮮人留学生が程なく帰国しようとする時期にその優秀さを國王に言上していた(八四年五月五日付島村『秘書類纂 朝鮮交渉資料』中 二五―六頁)。また、竹添は朝鮮國王のアメリカ人陸軍教師招聘論を知っていた模様であり國王に対して「御国ニ於テモ差寄リノ間ハ万事外人ヲ雇用セザルヲ得ザル」(同右二六三頁)ものと言上しそれをあげましていた。アメリカ側は比較的早期より日本政府がアメリカ人陸軍教師招聘を承認するものと捉えていた。日本側の同意若しくはその

感觸については、八四年九月に既に確認である (Footnote to Freilinghysen Sep. 17, 1884, KAR, I, p. 56).

- (5) Report of information relative to the revolutionary attempt in Seoul, Corea, by Ensign George C. Foulk, December 4-7, 1884, KAR, I, p. 109.

李鴻章によれば、清国下士官数名を含めて約二〇名が朝鮮兵一五〇〇を教練していたという (『外文』一八二六七頁)。

- (6) 八四年一月二日付伊藤・井上宛竹添 付属書筆記第一『秘書類纂 朝鮮交渉資料』上二六九七〇頁。

- (7) Report by Foulk (op. cit. KAR, I, p. 110). 田保橋『近代日鮮関係の研究』上 八七二頁。

また、朝鮮兵士一千名分の被服は清国式のものであった (八三年三月九日付川村宛仁礼景範中監隊司令官「海軍制度沿革資料」外交(清・朝鮮)Ds.)。

むすびにかえて

朝鮮永世中立化構想の現実化に向けた環境整備が進展しない状況の下、清仏関係は李―フルニエ協定の解釈をめぐって再度緊張の度を高めてゆく。そして程なく両国は戦火を交えることになる。フランスは清国福州を攻撃し福州艦隊及び船政局を破壊し、続いて台湾攻撃を行ない一〇月に台湾沿岸封鎖を宣言した。

アメリカ・イギリス等が和平仲介に動くなか、日本政府も八四年一月下旬より清仏和平仲介に向けて清国側の意向を打診する。しかし、到底清仏両国が妥協できる条件を見い出せそうにもなかった。

清国との外交交渉は、交渉窓口としての直隸總督北洋通商大臣李鴻章、北京の総理衙門・軍機処、そして北京帝室という三つの段階での同意を取りつけて妥協に至るべきものであると日本側は認識していた。¹⁾ 主戦論に固まる清国政

府は越南屬国論に固執し、李鴻章の和平論は清国政府の意向を左右する程の影響力を有しては⁽²⁾いなかった。此様な清国内権力状況は李鴻章を通じた朝鮮永世中立の実現可能性を益々狭めるものであった。鴻章の権力的位置は、清仏戦争の敗北に伴う主戦派としての保守勢力の減退によつて相対的に強化されよう。そして清国の苦境は鴻章をして「貴国（日本）ト我国トハ相結テ外侮ヲ防ガザルベカラズ、又前年琉球ノ故ヲ以テ互ニ相忌ミシガ如キハ度外ニ措キ間ハズシテ可ナル一小事タルニ過ギズ」と言わしめた。⁽³⁾鴻章の発言が真意ではないにせよ、それは日本政府にとつて日清協調下での朝鮮永世中立へのかすかな望みをつなげるものであつたに違いない。

以上の事柄が朝鮮永世中立化構想を軸とした日本政府の対応を規定した。即ち、清仏戦争の帰結を見守り朝鮮永世中立化の契機の到来を待つということである。この為、日本政府は在清出先機関を通じて日米協同の和平仲介論を示しつつ李鴻章及び北京政府に向けて日清協調関係を構築しようと試みていたのである。それこそが、清仏講和後に向けて朝鮮永世中立化のために日本政府がなし得た重要な布石そのものであつたのである。

だが、清仏戦争の展開は朝鮮に於ては別種の刺激を与えることとなつた。

竹添朝鮮公使は、朝鮮永世中立化の途を清仏戦争に対して朝鮮の戦時局外中立宣言を挺子に展望しようとしていた模様である。竹添は清仏宣戦布告時の朝鮮戦時局外中立論を朝鮮国王に言上した。だが、国王は「局外中立ハ甚々困難」と述べ消極的であつた。⁽⁴⁾

急進開化派の金玉均も清仏戦争への対処の基本は朝鮮「独立」に存すべきものとして「西洋各国中荷蘭、白耳義、瑞西等之例ヲ引キ」国王及び王妃に説いていた。しかし、王妃は「金玉均之言フコトハ毎モ大筋ノミニ而親切ニ無之」と朝鮮中立にさしたる関心を示さなかつた。朝鮮政府内部では、清国に自国の安全を依頼しようとする論が優勢であつた。⁽⁵⁾

他方で、急進開化派勢力と親清派勢力間の権力闘争は八四年春以降から激化し始め遂には殺気を帯びたものになっていた。⁽⁶⁾八三年一二月に日本に帰国し八四年一〇月三〇日に漢城に帰任した竹添公使もこの流れに巻き込まれてゆく。金玉均の偽委任状一件で玉均に愛想をつかした竹添も漢城帰任後の現地での鬱囲気に飲み込まれて、玉均の行動を「実ハ改革ニ熱心候処」に由来するものと庇い始めた。そして、親清派の攻撃から劣勢な急進開化派を保護するために、日本がフランスと同盟して清国を攻撃するという風説の流布を利用し親清派勢力を威嚇した。⁽⁷⁾竹添は天津領事(八〇―八二年)を勤めていた頃から、清国を御す良法は「声と形」によって「威力」を示し威嚇することであると述べていた。⁽⁸⁾竹添はこの方法を漢城に於て親清派勢力に向けて実践し始めた。

竹添の行動はこれに止まらなかつた。追い詰められた急進開化派が決死の覚悟を以てする内政改革⁽⁹⁾クレーダー論に「感動」してしまった。⁽⁹⁾クレーダー支援を否定する政府訓令をする前に、竹添は一二月四日の急進開化派によるクレーダー決行に関与してゆくに至つた。

この甲申事変が、日本政府の朝鮮永世中立化構想に如何なる影響を与えてゆくのかとの点については別稿に譲る。

注

- (1) 八四年一〇月二五日付井上宛原『外文』一七 五七六頁。また、『原敬文書』四 四九六頁。
- (2) 八四年一二月四日付吉田宛原『原敬文書』四 五〇四頁。
- (3) 八四年八月二七日付井上宛榎本『秘書類纂 外交篇』下 三六三―三四頁。
- (4) 八四年一月二日付伊藤・井上宛竹添『秘書類纂 朝鮮交渉資料』上 二六〇頁。
- (5) 八四年一月九日竹添―金玉均談話 同右 上 二七六頁。

- (6) 八四年一月二八日付伊藤・井上宛竹添 同右 上 二八六―七頁。
- (7) 八四年一月二日付伊藤・井上宛竹添 同右 上 二六六頁。
- (8) 八一年六月八日付井上宛竹添「公文別録」九七。
- (9) 八四年一月二三日付伊藤・井上宛竹添『秘書類纂 朝鮮交渉資料』上 二九三頁。

付記 本稿は一九九二年度熊本大学教育研究特別経費に基づく研究成果の一部である。同経費交付に対して関係各位に感謝するとともに成果の公表が遅れたことをおわびする次第である。